

# 17 水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路・下水道等と同様に重要なライフラインである、水道事業を追加すること。
- 2 激甚災害として指定されるなど大規模な災害発生時において、災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等財政支援を充実するとともに、原形復旧にとらわれず補助対象の柔軟な取り扱いを図ること。
- 3 施設の耐震化等に係る水道補助事業において、補助率の嵩上げ(1/3→1/2)や採択基準の緩和(資本単価90円/m<sup>3</sup>→70円/m<sup>3</sup>)等財政支援の充実を図ること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 地震防災対策強化地域等での耐震化の推進 <29,400百万円>

《現状》

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下、「激甚法」という。)」においては、道路、下水道等は財政援助の対象とされていますが、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされていません。
- 水道施設の災害復旧に係る補助事業では、昨年度の紀伊半島大水害において特別の措置(補助率の嵩上げ)が初めて講じられましたが、今後も大規模な災害の発生が懸念される中、恒常的な制度となっていません。また、補助対象が原形復旧に限られているため、例えば水害に備えた電気施設(配電盤等)設置場所の高所への移動等、将来を見据えた対応に支障があります。
- 近い将来に発生のおそれがある南海トラフ巨大地震に備えた耐震化対策や、老朽化した施設の更新等が必要ですが、水道事業の経営が厳しさを増している状況の中、市町において予定どおり施設整備が進まない状況です。また、平成 22 年度に採択基準が変更(資本単価の引き上げ)され、今後、水道事業体によってはさらに厳しい状況になるおそれがあります。

《課題》

- ① 激甚法は独立採算を前提とした公営企業として運営される水道施設の災害復旧事業を対象としていませんが、道路等と同様に重要なライフラインであることから、今後、同法の対象とすることが必要です。
- ② 工業用水道では経済産業省が激甚災害の指定時に補助率の嵩上げ措置(45/100→2/3)を講じていますが、水道においても激甚災害に指定されるなど大規模な災害が発生した際には、多大な復旧費用を要することから、補助率の嵩上げ措置(1/2→2/3)が必要です。また、再度の被災を防ぐため、現状復旧にとらわれない補助対象の柔軟な取り扱いが求められています。
- ③ 水道事業を取り巻く厳しい経営環境の中、耐震化や老朽施設の更新等の水道施設整備に係る補助事業において、補助率の嵩上げや採択基準の緩和等財政支援の充実が必要です。

県担当課名 大気・水環境課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

## 1 激甚法の対象事業について

### 激甚対象事業

- ・ 公共土木施設（道路・下水道・公園・河川）
- ・ 公立学校施設
- ・ 公営住宅
- ・ 農地、農業用施設 等

### 激甚対象外事業

- 公営企業（独立採算のため）
- ・ 電気
- ・ ガス
- ・ 工業用水道
- ・ 水道

重要なインフラなのに激甚災害でも特別の措置無し！

## 2 水道施設災害復旧費補助金交付要綱における補助率

風水害による災害の場合 1 / 2  
M6.0以上の地震の場合 2 / 3  
火山活動による被災の場合 8 / 10

風水害と異なり、地下設備が広範囲に被害を受けるため高補助率との考え方



実際には、水害でも水道施設に大規模な被害が発生



### 工業用水道（経済産業省）では

激甚災害の指定時に補助率の  
嵩上げ措置が講じられている。  
(45 / 100 → 2 / 3)

【参考】激甚災害に指定された災害における水道施設の被害状況  
(平成 23 年台風 12 号により被災したポンプ室 (熊野市))

## 3 水道補助事業における財政支援の充実について

耐震化（ライフライン機能強化）のための多額の経費が公営企業の経営を圧迫！！

補助率の嵩上げが必要  
1 / 3 → 1 / 2

平成 22 年度の採択基準の変更  
資本単価  
70 円/m<sup>3</sup>以上 ⇒ 90 円/m<sup>3</sup>以上

資本単価等の採択基準の緩和が必要

## 18 予防接種の推進

(厚生労働省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの早期の定期接種化を図ること。また、平成25年度当初に定期接種化ができない場合は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を継続すること。
- 2 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、上記3ワクチン以外の流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても早期の定期接種化を図ること。
- 3 既にも実施しているものを含め、定期接種に係る費用については、地方公共団体に格差が生じないように、地方交付税措置等により必要な財源をすべて確保するなど抜本的な予防接種制度の見直しを検討すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・概算要求なし

#### 《現状》

- 本県では、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を受け、平成23年2月1日以降、県内全市町で全額公費（負担割合：国1/2、市町1/2）による接種が行われています。また、各市町及び委託医療機関・県医師会の協力により、県内どこでも接種を受けることができる市町間相互の乗り入れの仕組みを整備して、接種率向上に努めています。
- 本県におけるワクチンの接種率は、子宮頸がん予防ワクチンが79.1%、ヒブワクチンが56.3%、小児用肺炎球菌ワクチンが62.4%（平成23年1月～平成24年3月実績）となっており、更なる接種率の向上をめざしていきます。
- 流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種についても、県内一部市町において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。

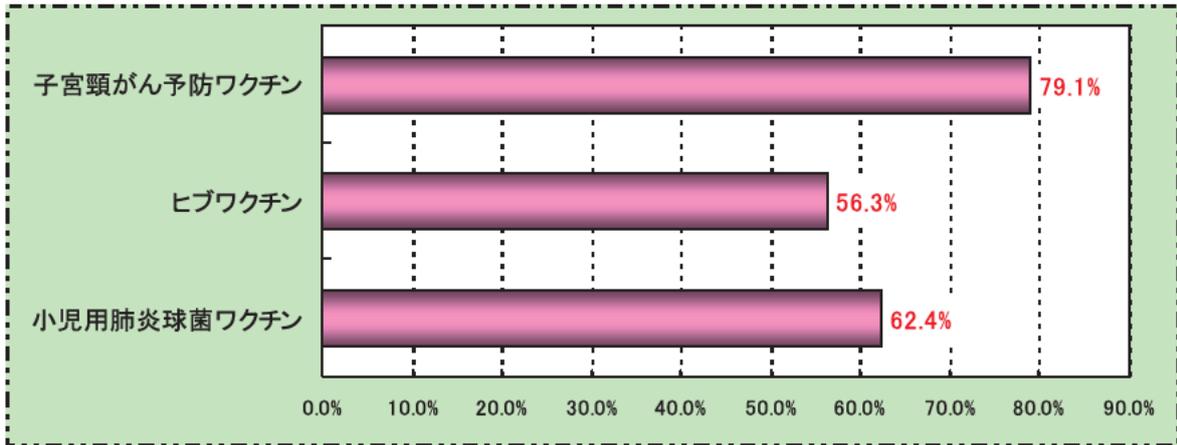
#### 《課題》

- ① 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」については、平成24年度で終了し、定期接種化に向けた法改正による対応が予定されていますが、平成24年度中に法改正が行われず、同事業も継続されなかった場合、財源不足のため接種事業の継続が困難となる市町が出る懸念されます。
- ② 流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、定期接種化が必要です。
- ③ 現在、定期の予防接種事業は市町単独予算で実施されていますが、市町財政への影響は多大なものであり、さらに定期接種ワクチンが追加されると、今以上に一般財源の確保が困難な状況となる懸念があります。

県担当課名 薬務感染症対策課

関係法令等 予防接種法

【資料1】 ー子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業におけるワクチン接種率（三重県）ー



(平成24年3月31日現在)

事業の実施・高い接種率



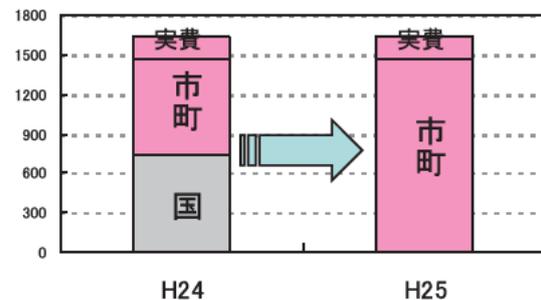
感染症予防に関する危機意識醸成にも寄与！

【資料2】 ー上記3ワクチンの予防接種費用の年間見込額(新規接種対象者のみ：三重県)ー

ワクチン名	基準単価(円)	接種対象者数(人)	必要接種回数(回)	接種費用(千円)
子宮頸がん予防	15,939	8,761	3	418,925
ヒブ	8,852	15,083	4	534,059
小児用肺炎球菌	11,267	15,083	4	679,761
合計	—	—	—	1,632,745

(接種対象者数は平成22年国勢調査結果から試算)

国の補助が継続されない場合、  
市町負担9億円(1/2)は16億円に増加  
※実費(1割)未徴収により市町負担



【資料3】 ー海外の公的予防接種状況ー

ワクチン名	英国	米国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
流行性耳下腺炎	○	○	○	○	○	○
水痘	△	○	○	△	△	○
成人用肺炎球菌(23価)	△	△	△	△	△	△
B型肝炎	△	○	○	○	○	○

△はリスクのある者等のみ。

(厚生労働省資料から抜粋)

## 19 ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等

(総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

複数の都道府県、山間部や離島を運航対象とする場合には、ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の引き上げを行うこと。

また、同経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合を拡大すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ ドクターヘリ導入促進事業等<8,065百万円>

《現状》

- ドクターヘリは、医師等を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を上げています。
- 特に、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域などでは、ドクターヘリの活用により、早期に医師による治療が始められ、搬送中も救命医療を行いながら、短時間で病院に搬送することが可能となります。
- 本県では、平成24年2月から、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院の2病院を基地病院として、1機のドクターヘリを両病院が2か月交代で運航しています。
- 医療資源が少なく、3次救急医療機関がない東紀州地域等の医療体制を確保するため、現在、和歌山県のドクターヘリを奈良県とともに共同利用しています。
- 今後は県内における運航体制の強化を図るとともに、愛知県や岐阜県等の隣県間の相互応援による出動を検討していきます。

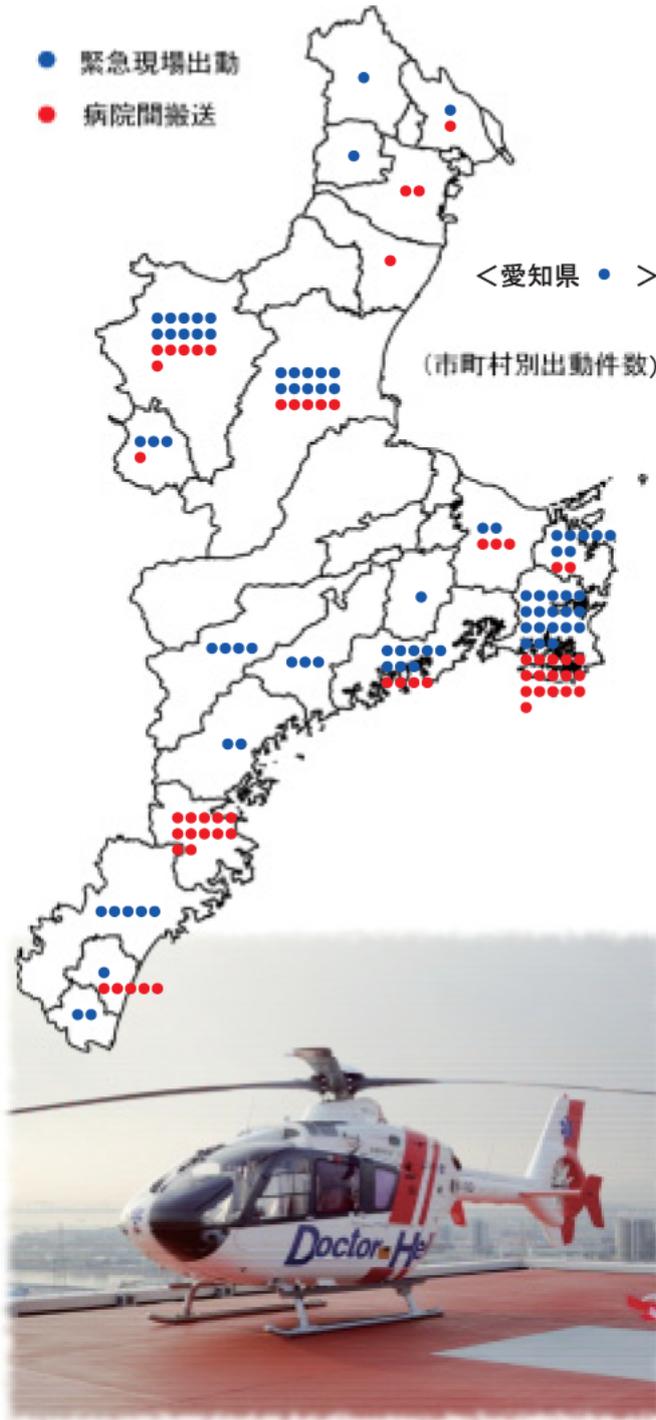
《課題》

- ① 近年の原油価格の高騰に伴い、航空燃料費がかさんできており、隣接府県への広域的な出動や、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を運航対象とする場合には、現行補助基準額での対応が困難になる恐れがあり、特例措置として、運航実績に応じた補助基準額の引き上げが必要です。
- ② ドクターヘリ運航経費に充当している地域医療再生臨時特例基金が平成25年度で終了する予定です。それ以降は既存の特別交付税措置により事業を継続することとなりますが、安定的な運航体制や救急医療体制を確保していくためには、運航経費の都道府県負担分に対する支援の拡充が必要です。

県担当課名 地域医療推進課

関係法令等 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法  
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

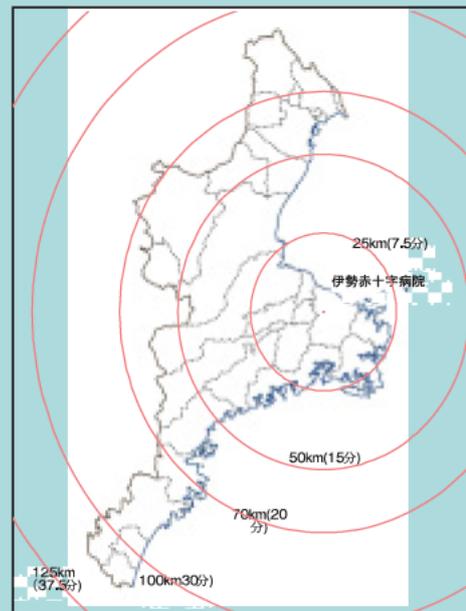
【資料】 ドクターヘリ活動実績一



(月別出動件数)

平成24年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
出動件数	12	7	11	24	18	25	18	23	138
うち緊急現場出動	5	4	6	15	11	15	10	14	80
うち病院間搬送	7	3	5	9	7	10	8	9	58
出動不能	2	1	2	2	4	4	5	4	24
キャンセル			1		2		1	1	5

(参考) 各基地病院からの飛行時間



三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院が2か月交代で運航

## 20 農業の競争力・体質強化に向けた施策に係る十分な予算措置等

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(農林水産省)

- 1 戦略作物や野菜等の水田への導入・定着を促進するための農業者戸別所得補償制度に係る「産地資金」に対する十分な予算配分を行うこと。
- 2 「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」に対する十分な予算配分を行うこと。
- 3 農業者等の取組をサポートするための「協同農業普及事業交付金」に対する十分な予算配分を行うこと。
- 4 「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が「スーパーL資金」を利用する場合に適用される金利負担軽減措置に係る予算の十分な確保を行うこと。
- 5 家畜排せつ物利用の多様化に向けた地域の取組に対する支援を充実すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成 25 年度概算要求の内容》

・農業者戸別所得補償制度	< 690,070百万円 >
・戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	< 33,037百万円 >
・協同農業普及事業交付金	< 2,435百万円 >
・スーパーL資金（金利負担軽減措置）	< 7,507百万円 >
・産地活性化総合対策事業	< 4,386百万円 >

#### 《現状》

- これまで、麦や大豆を中心に水田への定着を図るため、農業者戸別所得補償制度の「産地資金」を活用してきました。
- 本県南勢地域では、本年度、国営かんがい排水事業「宮川用水第二期地区」が完了し、農業用水の安定的な供給が可能となりました。
- 普及指導員を中心に、地域資源の商品化など、地域や産地における農業の活力向上に向けた活動をきめ細かく支援する取組を進めています。
- 「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が5年間無利子の特例措置を受けられる「スーパーL資金」の利用が全国で増加しています。
- 畜産の盛んな地域では、家畜排せつ物などを地域の未利用資源として捉え、燃料化など、堆肥以外の有効利用に向けた検討が進められています。

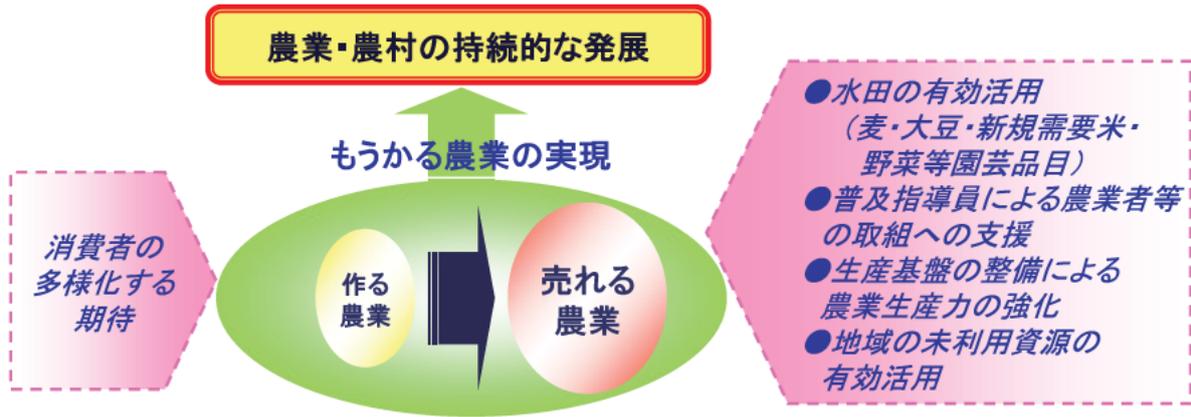
#### 《課題》

- ① 麦や大豆に加え、新規需要米や野菜等園芸品目などの水田での定着を促進するため、農業者戸別所得補償制度に係る「産地資金」の十分な予算配分が必要です。
- ② 国営かんがい排水事業の効果が早期に発現されるよう、国営水路に接続する末端用水路のパイプライン化（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 宮川1工区、同4工区、小俣地区、斎宮地区）の着実な推進が必要です。
- ③ 地域や農業者の取組をきめ細かく適切にサポートするため、普及指導員の活動を支える「協同農業普及事業交付金」の十分な予算配分が必要です。
- ④ 「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が、特例措置のある「スーパーL資金」を利用できなければ、「人・農地プラン」の実現に支障が生じます。
- ⑤ 家畜排せつ物の有効活用の促進に向け、燃料利用の実証や事業化など、地域の創意工夫ある取組に対する支援の充実が必要です。

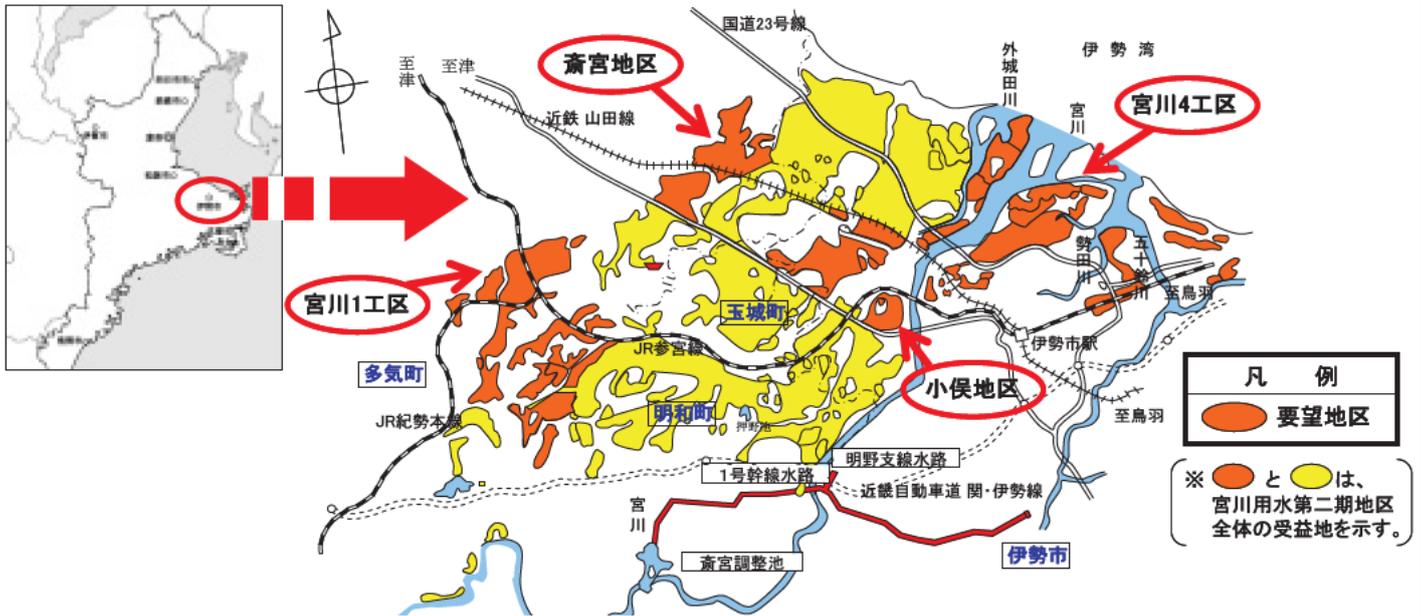
県担当課名 農畜産課 農業基盤整備課 担い手育成課

関係法令等 農業者戸別所得補償制度実施要綱 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱、農業改良助長法、産地活性化総合対策事業実施要綱

■ 三重県での新たな総合計画「みえ県民カビジョン」による農業施策

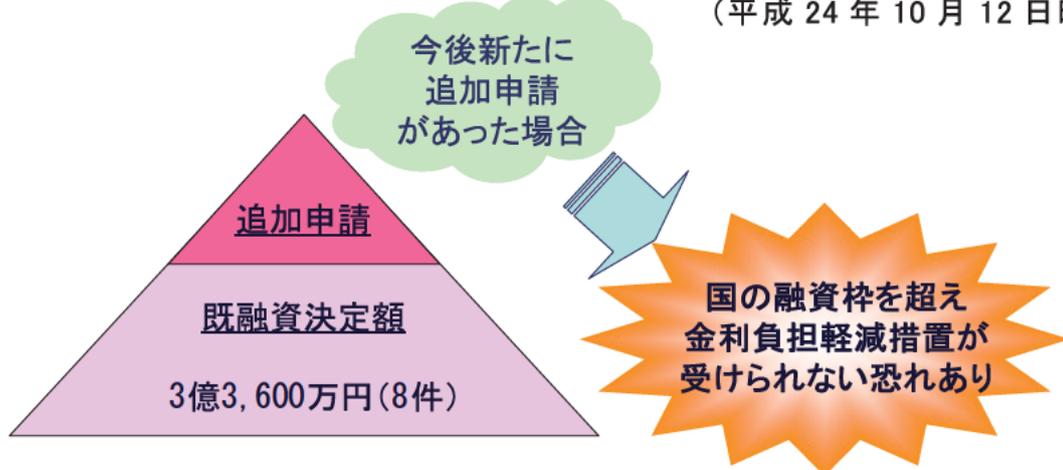


■ 「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」実施地区について



■ 人・農地プランにかかる「スーパーL資金」三重県での融資状況

(平成 24 年 10 月 12 日時点)



■ 家畜排せつ物の有効利用に向けた地域の取組



## 21 農林漁業の新規就業者の育成確保に向けた十分な 予算措置等

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 農林漁業における新規就業者への支援措置に係る予算を十分に確保すること。
  - (1) 要件を満たす全ての就農者に給付金が支払われるよう、「青年就農給付金事業」に係る平成24年度及び来年度以降の予算の十分な確保
  - (2) 概算要求されている林業の「『緑の新規就業』総合支援事業」と水産業の「新規漁業就業者総合支援事業」に係る平成25年度予算の十分な確保
- 2 青年就農給付金の支払いが早期かつ円滑に行われるよう、国から就農者に直接給付されるなど、その仕組みを改善すること。

【現状と課題】

### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・青年就農給付金事業 < 24,958百万円 >
- ・「緑の新規就業」総合支援事業 < 3,285百万円 >
- ・新規漁業就業者総合支援事業 < 1,200百万円 >

### 《現状》

- 本年度から開始された「青年就農給付金事業」について、本県における給付金の見通しは、8月末時点で国からの内示額を大きく上回っています。  
また、給付金のうち、就農後5年にわたって支払われる「経営開始型」の給付は、国から県、市町を経由して、就農者に給付される仕組みとなっています。
- 林業、水産業では、国において、これまで、農業のような新規就業者に対する給付金制度は創設されていませんでした。

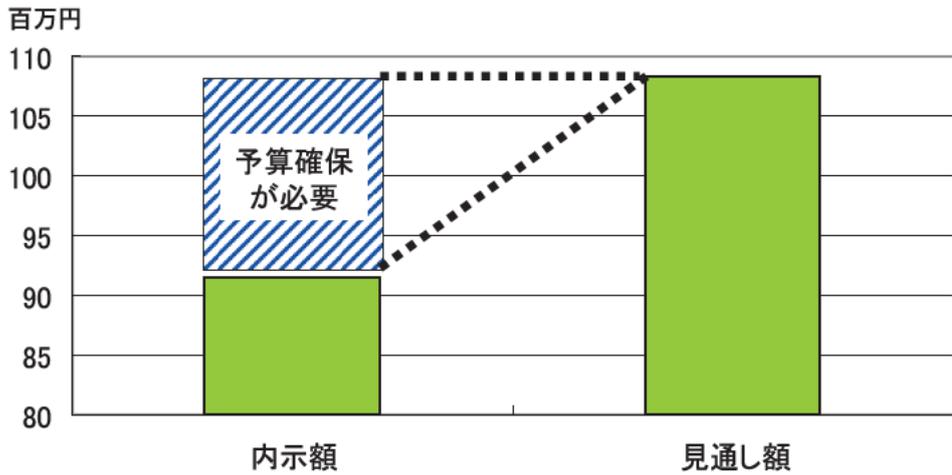
### 《課題》

- ① 「青年就農給付金」については、要件を満たす全ての就農者に適正に給付金が支払われるよう、十分な予算の確保が必要です。
- ② 林業や水産業においても、新規就業者の確保に向け、就業前の準備に係る給付金制度等の創設が望まれることから、概算要求に計上されている「『緑の新規就業』総合支援事業」と「新規漁業就業者総合支援事業」が確実に実施されることが必要です。
- ③ 「青年就農給付金」のうち、県、市町を経て就農者に支払われる「経営開始型」については、市町の予算額を上回る就農者の増加があった場合、市町では適正な給付ができなくなる懸念があることから、適正に給付金が支払われるよう、国から就農者への直接給付に変更するなど、給付の仕組みを改善する必要があります。

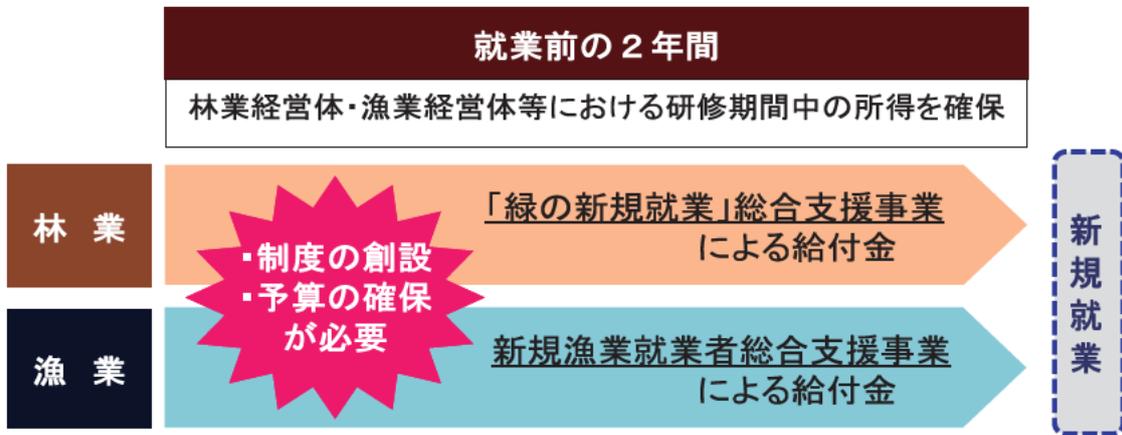
県担当課名 担い手育成課  
森林・林業経営課  
水産資源課

関係法令等 新規就農総合支援事業実施要綱

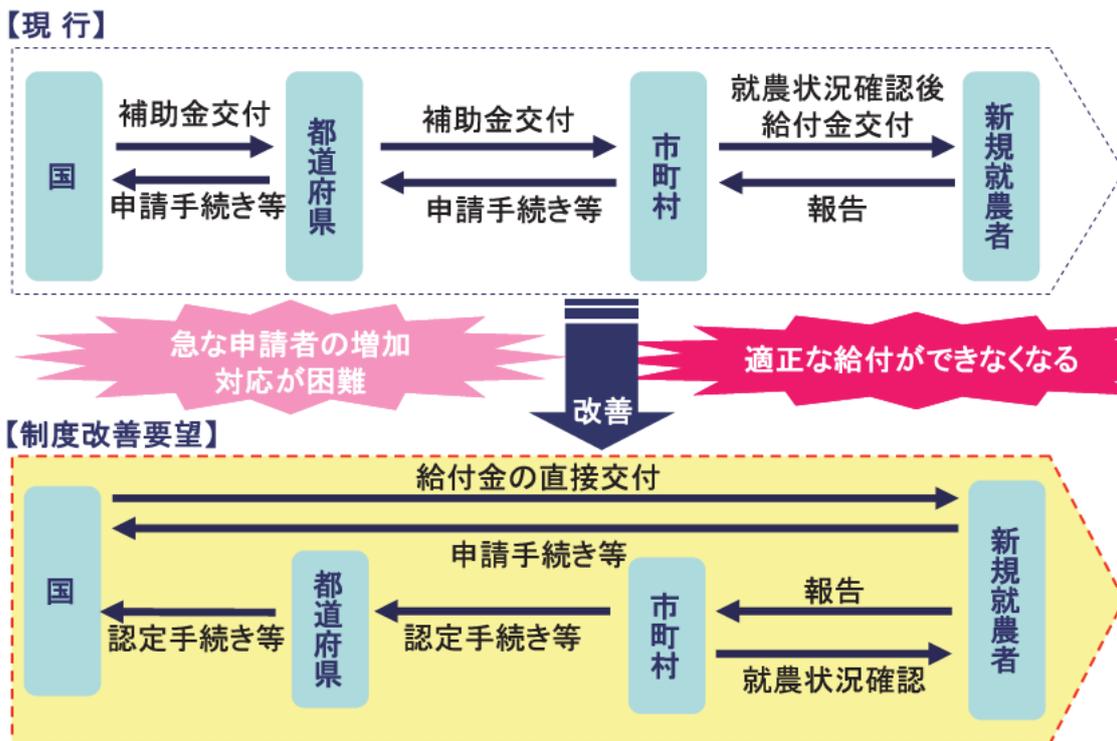
■ 三重県における青年就農給付金の内示額と給付見通し（平成 24 年度）



■ 平成 25 年度より開始される林業・水産業における新規就業者への給付金



■ 「青年就農給付金（経営開始型）」における支払いの早期化に向けた仕組みの改善



## 22 木材需要拡大のための地域材活用促進支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、さらなる地域材の利用拡大を図るため、
- 1 地域材を活用した木造住宅等に対する支援を充実させ、その予算を確保すること。
  - 2 公共建築物等の木造化・木質化に対する予算を確保すること。
  - 3 木質バイオマス発電施設の整備に対する予算を確保すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・地域材活用促進支援事業 <5,500百万円>
- ・森林・林業再生基盤づくり交付金 <6,406百万円>
- ・木質バイオマス産業化促進整備事業<13,570百万円>

《現状》

- 国の「森林・林業再生プラン」では、「10年後（平成32年度）の木材自給率50%以上」をめざすべき姿として掲げ、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしています。
- 平成23年度から導入された「森林管理・環境保全直接支払制度」では、①間伐面積5ha以上、②間伐材を1ha当たり平均10m<sup>3</sup>以上搬出すること等の要件を満たす「森林経営計画」の作成者等に対して、施業等に係る費用の一部を支援することとしており、搬出間伐への転換が進められていますが、木材価格は依然低迷しています。
- 県では、「もうかる林業」への転換を図るため、施業の集約化、高性能林業機械化、路網整備等を進め、木材生産の低コスト化に取り組んでいます。
- 県の長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、県産材（スギ、ヒノキ）の素材生産量を23万9千m<sup>3</sup>（平成22年度）から40万2千m<sup>3</sup>（平成27年度）に増加することを目標に掲げ、木材生産の低コスト化や未利用間伐材の活用など県産材の利用促進の取組を推進しています。
- 木材生産量の増加に取り組む中で、住宅用材に加え、合板用材、製紙・燃料用材などの供給量の急増が見込まれます。

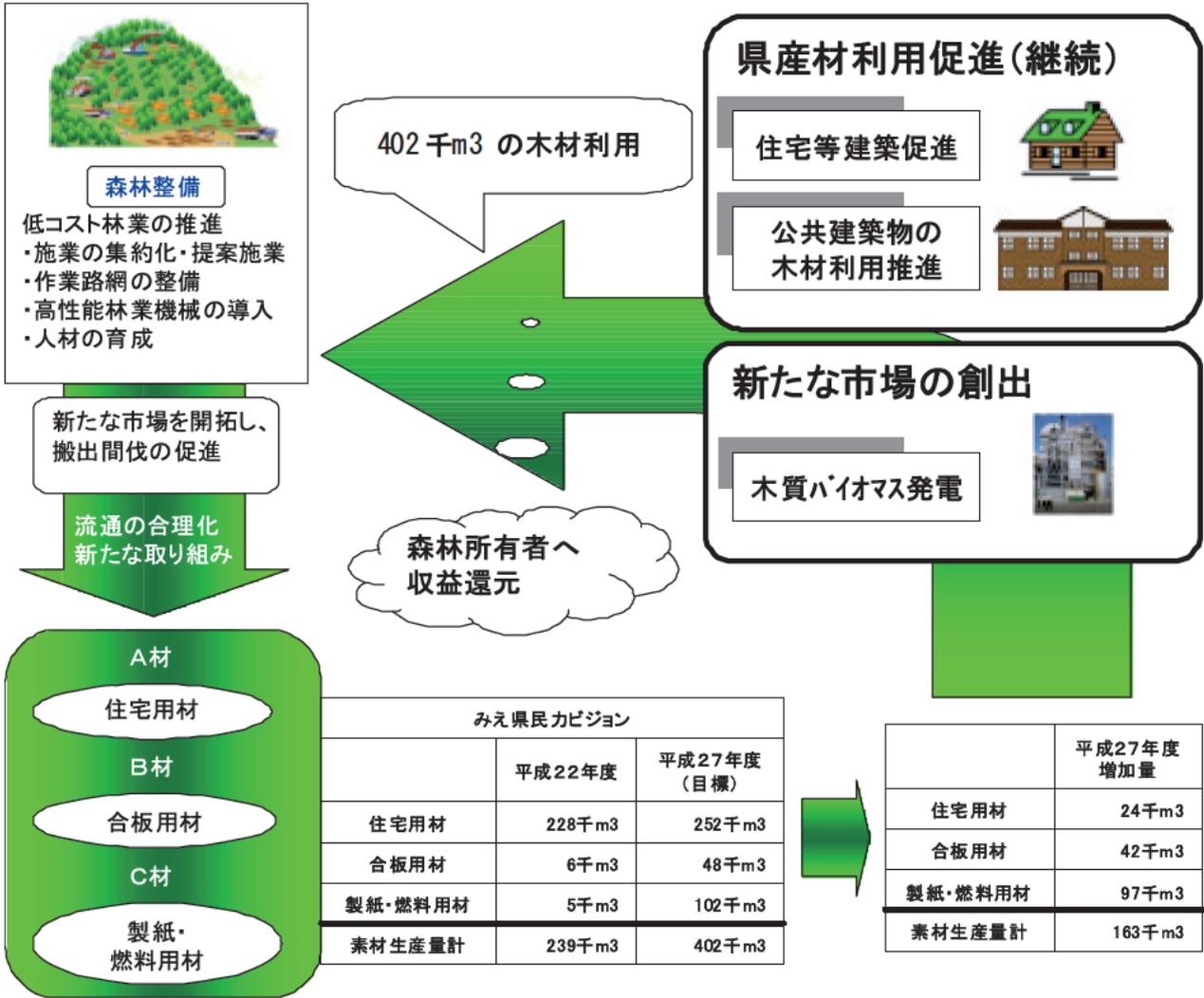
《課題》

- ① 住宅用材、合板用材、製紙・燃料用材などの供給量の増大に対応するため、地域材の需要を喚起する新たな木材利用促進の取組を進めて行く必要があります。
- ② 住宅等へ需要喚起については、概算要求で新たに、地域材を活用した木造住宅等の購入者に対するポイント制の導入が盛り込まれており、制度の確実な実施が望まれます。
- ③ 地域でのシンボル性が高く住宅への波及効果が期待できる公共建築物等の木造化・木質化をさらに推進していくことが必要です。
- ④ 今後、供給量の増加が見込まれる燃料用材の安定的な供給先を確保するため、木質バイオマス発電施設の整備を促進することが必要です。

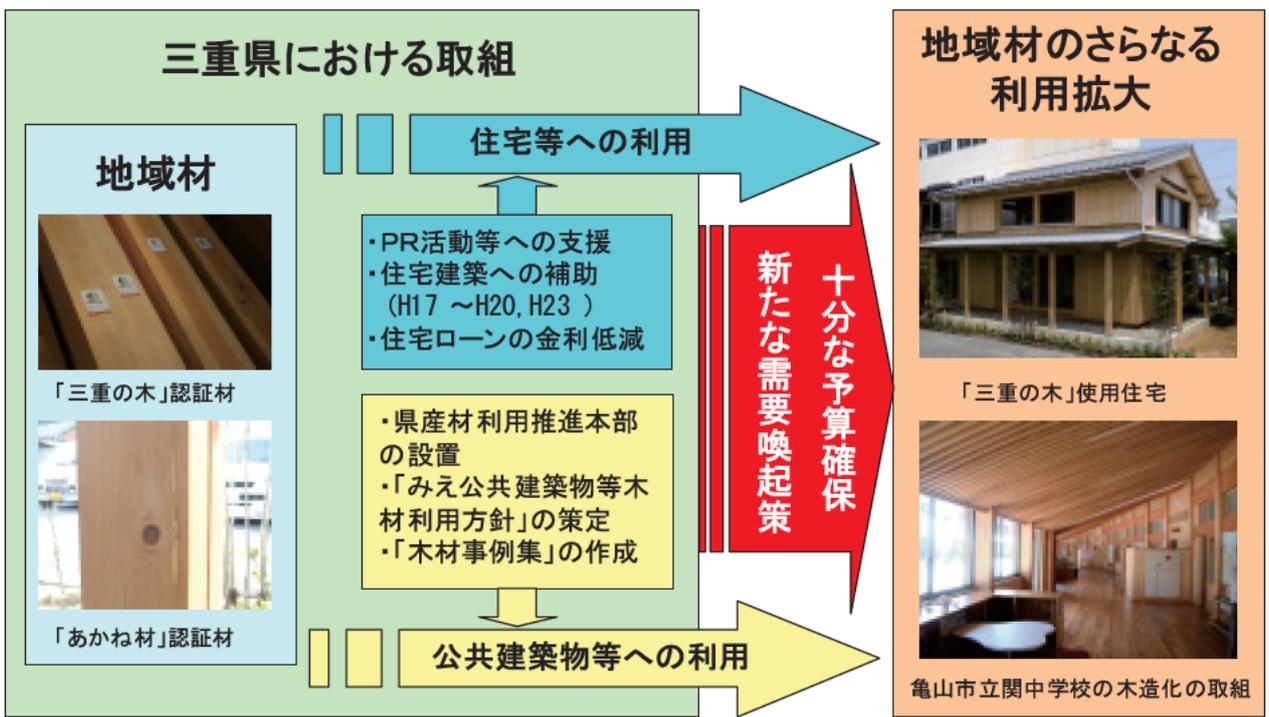
県担当課名 森林・林業経営課

関係法令等 森林・林業再生プラン、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

# 森林の再生(もうかる林業の推進)



## 地域材の利用拡大に向けた取組



## 23 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための 地方一般財源等の確保・充実

(総務省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方自治体が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方自治体の自主的な判断で使用できる一般財源を確保・充実すること。
- 2 国家公務員給与に係る臨時特例法の附則第12条の立法経緯を踏まえ、特例措置による給与削減を地方に実質的に強制するような地方交付税の減額等を行わないこと。
- 3 地域自主戦略交付金については、必要総額の確保を図るとともに、運用面の改善を図り、地方の自由裁量が拡大する制度とすること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・ 地方交付税17.2兆円 <対前年度 0.3兆円減>

《現状》

- 先の三位一体の改革で、地方固有の財源である地方交付税総額が平成18年度までに5.1兆円も削減され、地方自治体が企業誘致等により税収を増加させても、努力が報われてこなかった経緯があります。また、近年の地方税収においては、企業収益の悪化等により、平成19年度をピークに大幅な減収となっています。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年2月29日成立）によって、国家公務員給与については2年間で平均7.8%削減されることになりましたが、地方公務員給与については、その附則第12条により、「地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるもの」とされています。
- 「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、平成23年度から地域自主戦略交付金が段階的に導入されることとされ、初年度は都道府県の投資に係る補助金・交付金の一括交付金化が行われました。平成24年度は、対象事業が拡大・増額されるとともに、政令市に新たに導入されました。

《課題》

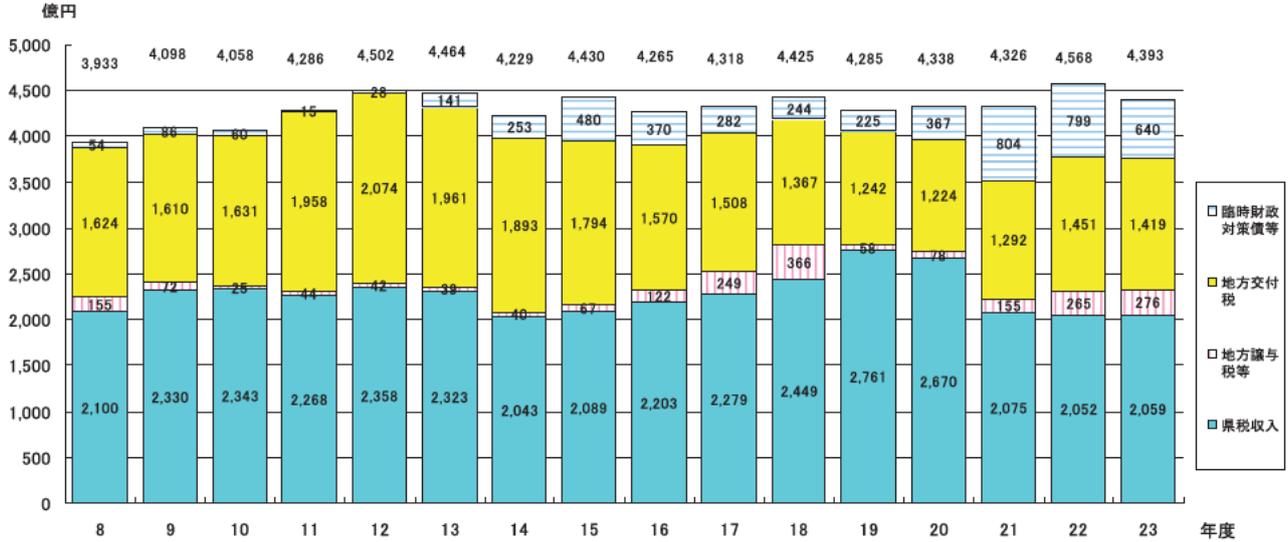
- ① 地方自治体においては、厳しい雇用経済情勢への対応や新たな防災対策などの行政需要が増加する一方で、県税収入などの一般財源が伸び悩み、住民生活に必要な行政サービスを提供することが困難となっています。地方における安定的な行財政運営に支障が生じないように、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方固有の財源である地方交付税の確保及び充実を図る必要があります。  
また、地方交付税の原資が不足していることから、国と地方が財源不足額を折半する臨時財政対策債による財政措置がとられているところですが、本来的には地方交付税法第6条の3第2項の規定どおり、「法定率の変更を行う」ことにより、地方の財源不足を解消する必要があります。
- ② 地方は厳しい財政状況を踏まえ、国に先んじて独自の給与削減や定数削減等の厳しい行財政改革に取り組んでいるため、国家公務員の給与削減に際し、国が地方に対して実質的に給与削減を強制するような、地方交付税の減額等を行うべきではありません。
- ③ 地域自主戦略交付金については、総額の確保はもとより、事業執行時の地方の自由裁量を拡大するような運用面の改善を図るとともに、内閣府への事務の一元化や提出書類の簡素化・共通化などを図る必要があります。

県担当課名 財政課

関係法令等 地方交付税法、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

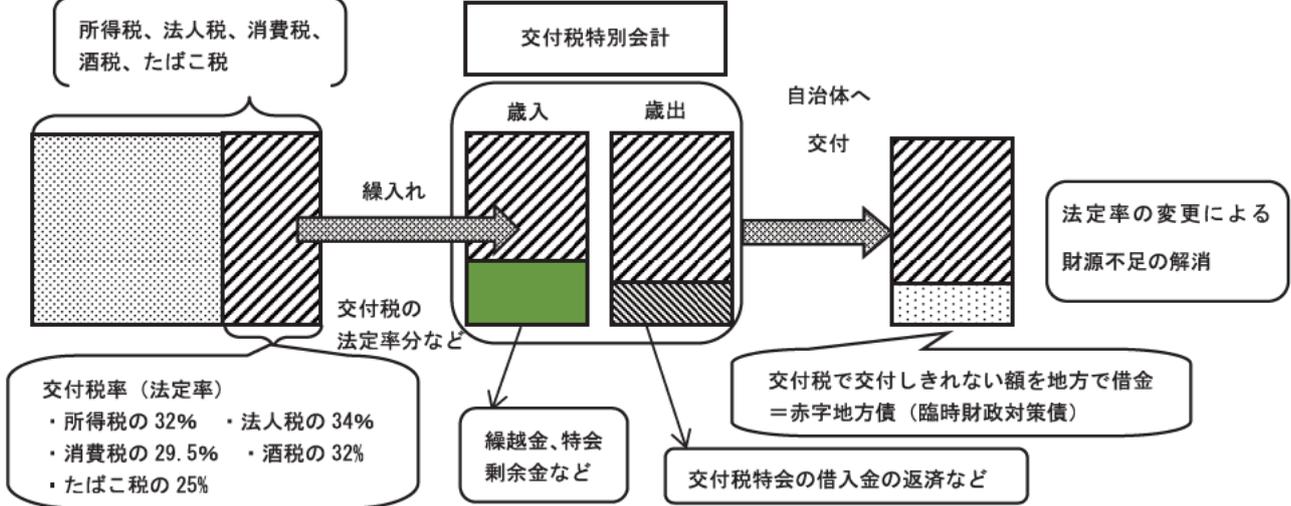
### ① 本県の地方一般財源の推移等

#### ・地方一般財源収入の推移(決算額)



#### ・交付税財源の構図

##### 国税5税



### ② 本県の定数削減の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	5年間 増減累計		参考 10年間累計	
						数	%	数	%
一般行政	4,685	4,582	4,482	4,408	4,491	▲194	▲4.1	▲493	▲9.9
教育	15,325	15,076	14,900	14,689	14,621	▲704	▲4.6	▲1,324	▲8.3
警察	3,338	3,393	3,403	3,399	3,406	68	2.0	338	11.0
公営企業	1,382	1,390	1,389	1,401	1,313	▲69	▲5.0	▲133	▲9.2
<b>総合計</b>	<b>24,730</b>	<b>24,441</b>	<b>24,174</b>	<b>23,897</b>	<b>23,831</b>	<b>▲899</b>	<b>▲3.6</b>	<b>▲1,612</b>	<b>▲6.3</b>

※ 業務移管に伴う、教育委員会等から知事部局への定数移管等は反映していない。  
 国においては、H13年からH22年で3%の削減(一般行政 非現業)にとどまっている。

### ③ 地域自主戦略交付金の本県への交付状況

	H23	H24
要望額(A)	86.8億円	111.0億円
交付額(B)	74.9億円	85.9億円
B/A(%)	86.30%	77.40%

- ⇒
- 総額の確保
  - 運用面の改善
    - ・予算の内閣府への一元化
    - ・事務手続き等の一層簡素化・共通化など

## 24 特定疾患治療研究事業の都道府県の超過負担を解消するための十分な予算の確保と法制度化

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 特定疾患治療研究事業については、昨年度国が示した、「超過負担の早期の解消をめざす」という方針に沿った事業費を確保すること。
- 2 将来にわたって制度を安定して維持できるよう、法律を根拠とする制度へ移行すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 特定疾患治療研究費 < 35,000 百万円 >

《現状》

- 特定疾患治療研究事業は、国が全国的な制度として設立したものであり、治療が極めて困難な上、長期の療養を要し、かつ、その医療費が高額となる特定疾患患者の経済的負担の軽減と安心を確保するために、その医療費の自己負担分を国と県で助成しているところです。
- 本県としては、引き続き医療を必要とする人々の経済的負担を軽減し、安心を確保することを目標として医療費助成を行うこととしています。

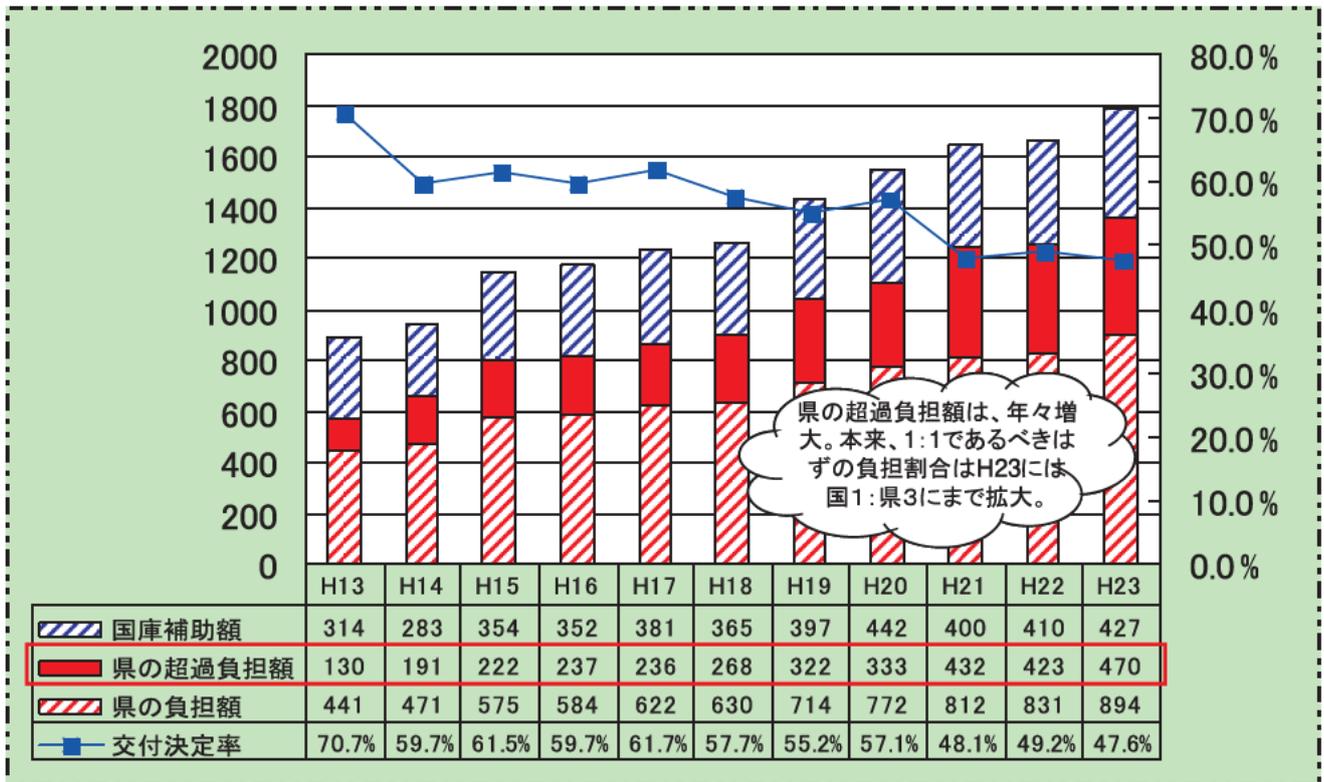
《課題》

- ① 実施要綱に規定する補助率は2分の1ですが、国の実質的な負担率は4分の1程度にとどまっているため、県が超過負担分（平成23年度実績約4.7億円）を負うこととなり、本県財政を圧迫しています。
- ② 平成24年度については、関連予算の増額（280億円→350億円）及び年少扶養控除の廃止等による増収分を超過負担分に充当することで、一定の改善が図られていますが、単年度限りの措置であることや補助金の不足は継続していることから、早急に抜本的改善措置を講じる必要があります。
- ③ 現在国の難病対策委員会において、医療費助成の対象となる疾患の追加が議論されており、今後さらなる事業費の増加が見込まれます。
- ④ 昨年度国が示した、「超過負担の早期の解消をめざす」という方針に沿った事業費の確保と、法制度化による制度の安定化が必要です。

県担当課名 健康づくり課

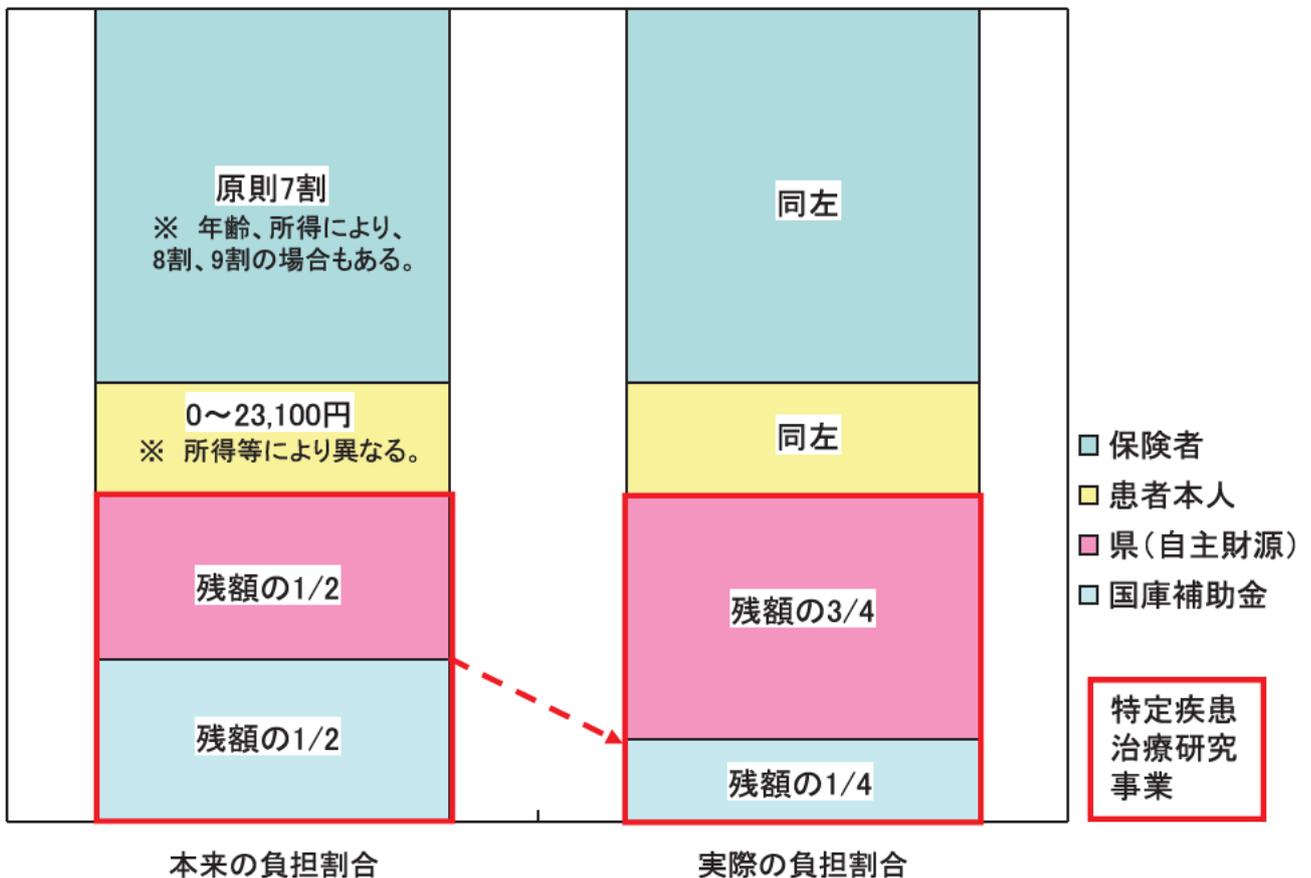
関係法令等 特定疾患治療研究事業実施要綱

【資料1】 ー総事業費に占める県の超過負担額の推移ー



(単位:百万円)

【資料2】 ー特定疾患治療研究事業に係る医療費負担の実情ー



## 25 十分な準備期間と必要な予算の確保による障がい福祉施策の円滑な実施

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

平成25年4月から施行される「障害者総合支援法」による新制度への円滑な移行に向け、県民への周知、体制の確保等に十分な準備期間を設けることができるよう、地方自治体に対し、制度の詳細に関する十分な説明や情報提供を早急に行うとともに、障がい者施策の推進に係る必要な予算の確保を図ること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進  
<1,382,500百万円>

《現状》

- 障がい福祉サービスの支援等を規定する障害者自立支援法が改正され平成24年4月1日に完全施行されるとともに、障害者総合支援法（改正障害者自立支援法）が平成24年6月27日に公布されるなど、共生社会の実現に向けた制度改正が行われています。
- 障害者総合支援法では、身体・知的・精神障がい者に加え、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病等が加えられるなど、共生社会の実現に向けた新たな施策が講じられることとなっています。
- 本県では、障がい者の自立と共生のため、暮らし・日中活動の場の整備や相談支援体制の整備など障がい福祉サービスの充実を図るとともに、適切なサービスを提供するための指導などを実施しています。

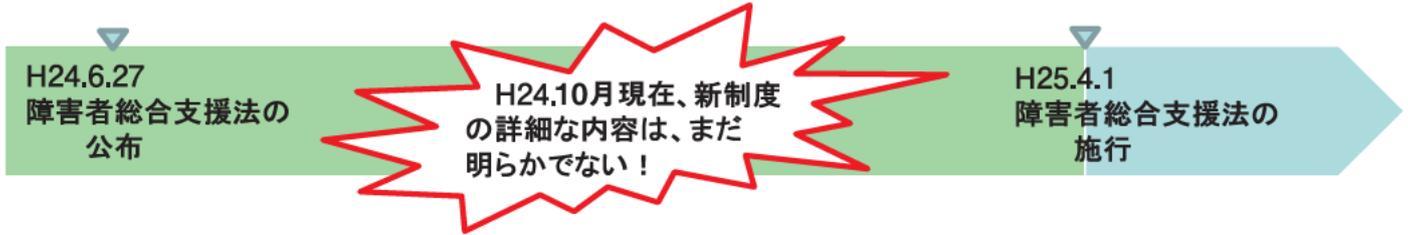
《課題》

- ① 来年4月1日に迫った障害者総合支援法の施行を円滑に実施するため、地方に十分な準備期間と必要な予算を確保するよう、今年5月の本県の政策提言活動をはじめ、8月の近畿府県障害保健福祉関係主管課長会議等において再三要望を行ってきましたが、状況に変化はありません。
- ② 法改正に伴う政省令の改正が遅れているために、新たに講じられる制度の具体的な内容の詳細が示されず、本県においても県民や関係者への周知、必要となる条例制定、予算編成、組織体制の確保などあらゆる準備が進まず、円滑な導入に支障を来しています。
- ③ 障がい者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備や良質な障がい福祉サービスの確保などの実施に加え、障がい者の対象の拡大など障害者総合支援法に係る事業費の増加など、障がい者施策の推進に係る予算の確保が必要です。

県担当課名 障がい福祉課

関係法令等 障害者自立支援法、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱  
障害者総合支援法

## 障がい福祉施策の円滑な実施に向けて



### 障害者総合支援法の内容

- 障がい者の範囲の見直し(平成25年4月1日施行)  
難病等を障がい者の定義に追加。対象となる者の範囲については、政令で定める。

<検討状況>

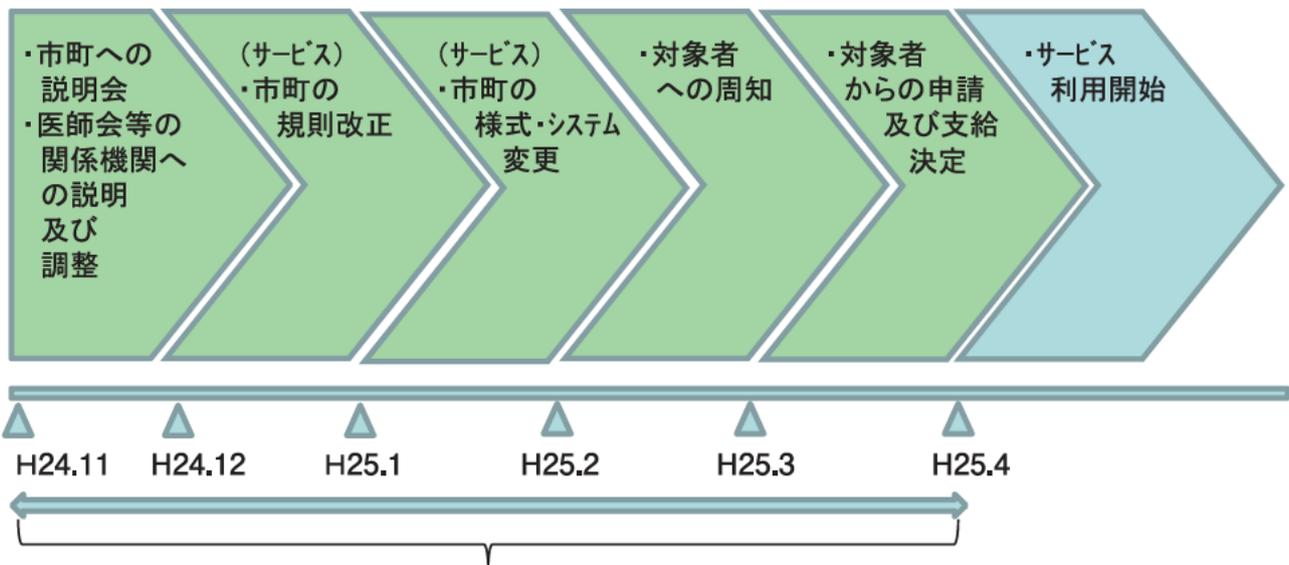
- ・具体的な対象者の範囲については、現在、難治性疾患克服研究事業「今後の難病対策のあり方に関する研究班」において調査・分析中(平成24年9月現在)。
- ・厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会では、今回の法改正にあわせ、「難病手帳(カード)(仮称)」制度のあり方についても検討中。

現状の範囲	難病等(対象となる者の範囲は検討中) 【参考】 特定疾患治療研究事業対象疾患(56疾患) 三重県内では、約13,000人 うち重症認定患者 約1,500人
県内手帳所持者 身体障がい者 約74,000人 知的障がい者 約12,000人 精神障がい者 約8,600人	追加

これに伴い、

○平成25年4月1日付で新たな障がい福祉サービスの対象者の支給決定を行うには、施行日までに対象者からの申請を受けて、障がい者の認定を行う必要がある。

### 想定される今後必要となる事務処理



5ヶ月(11月に詳細な内容が示されたとしても非常に厳しい準備期間)

上記以外にも

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」など8本の省令が未改正

影響

地域主権一括法施行にともない、平成25年4月1日から施行の「障がい福祉サービス等の設備・運営に関する基準を定める条例(8本)」の制定(改正)

## 26 海岸漂着物対策の推進

(環境省、総務省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 伊勢湾は閉鎖性の内湾であり、河川を經由して流出したごみ等が海岸に多量に漂着することから、その回収・処理に要する経費に係る財政支援措置を創設し、十分な財源を確保すること。また、補助対象区域は、重点区域全域とすること。
- 2 海岸漂着物を削減するには、河川におけるごみの清掃や散乱防止対策など、流域圏での発生抑制対策が重要であることから、その経費に係る財政支援措置を創設すること。  
また、海岸漂着物対策を実施していくには、県境を越えた広域的な協議のほか、地域ごとの実状に応じた検討が重要であることから、これら検討会の運営等に係る財政支援措置を創設すること。
- 3 環境省の平成25年度事業(概算要求中)である「漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業」における漂着ごみの原因究明調査、モニタリング、漂流・海底ごみの実態調査等について、流域の三県一市が連携して取り組んでいる伊勢湾をモデルに実施すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・海岸漂着物処理推進事業費補助金<100百万円>

#### 《現状》

- 伊勢湾は閉鎖性の内湾であることから、流域の河川を經由して流出したごみ等が湾内の海岸、特に湾口部の離島などに大量に漂着しており、本来の美しい海岸景観だけでなく、自然環境や漁業にも影響を及ぼしています。  
年間の漂着量は、三重県側だけでも約8千トンと推定されており、海岸管理者やボランティア団体が清掃を行っても、短期間でまた元に戻る状況です。
- 伊勢湾流域圏の東海三県一市では、海岸漂着物の効率的な発生抑制対策を実施するため、海岸漂着物対策検討会を設置して、情報共有や河川の上下流の連携による対策を進めています。  
また、県内でも地域ごとに検討会を設置して、関係者が地域の実状に応じた対策を実施することとしています。

#### 《課題》

- ① 三重県では平成23年度に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、伊勢湾内の海岸等を重点区域に定め、回収・処理を進めていますが、地域グリーンニューディール基金が平成23年度で終了したことから、これと同等の財政支援措置の創設及び市町が行う処理費に係る特別交付税措置等が必要です。
- ② 海岸漂着物対策は、ボランティア活動等による流域圏の河川清掃や散乱防止対策により、ごみが海に流出する前に回収することが効果的であることから、県境を越えた河川の上下流や各地域で連携した対策を進める必要があり、その実施に係る経費及び関係者の検討会運営費用等に対する財政支援措置の創設が必要です。
- ③ 伊勢湾の海岸漂着物は、大部分がその流域圏から発生したものであるため、効果的な対策に向け、流域の三県一市が連携して取り組んでいる伊勢湾をモデルとして、原因究明や実態把握等の調査を実施することが必要です。

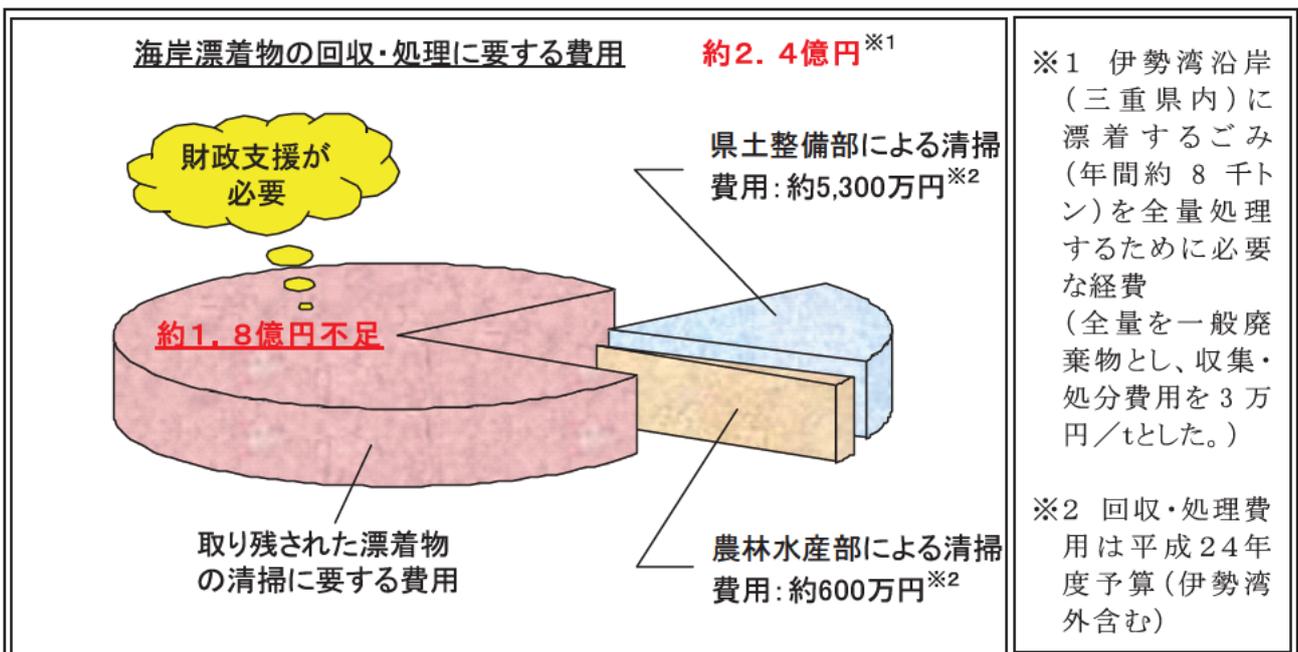
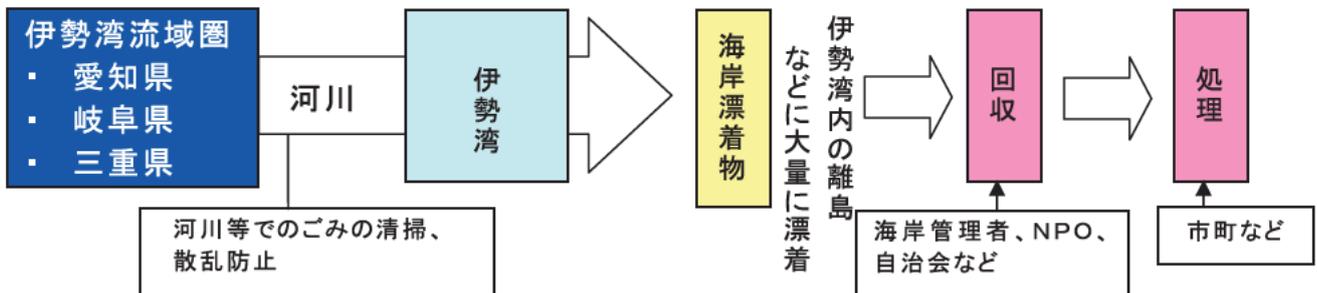
県担当課名 大気・水環境課  
関係法令等 海岸漂着物処理推進法

三重県(答志島)における海岸漂着物の現状



流木や灌木に混じってペットボトル等の生活ごみや大型フロート等が漂着。離島であることから、回収・処理に大きな負担が生じる。

海岸漂着物の発生から回収・処理に至る流れ



## 27 離島における定住条件の整備に係る支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

離島にいきいきと住み続けられる環境を整備するため、「改正離島振興法」第7条の2による「離島活性化交付金等事業計画」に位置づける事業について、津波防災をはじめ、海岸漂着物処理、医療体制の確保など離島の活性化に資するソフト施策を充実させること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・ 離島活性化交付金（仮称）＜800百万円＞（国土交通省）

《現状》

- 本県では、志摩諸島〔神島、答志島、菅島、坂手島（以上鳥羽市）、渡鹿野島、間崎島（以上志摩市）〕が離島振興法第2条に規定する離島振興対策実施地域に指定されています。
- これまで、「三重県離島振興計画」に基づき、離島地域の自立的発展を促進する取組を実施してきましたが、離島地域における人口減少、高齢化、産業の衰退は深刻な状況にあります。
- このような中、「改正離島振興法」が成立し、「離島活性化交付金等事業計画の作成」（第7条の2）などが新たに加えられました。

《課題》

離島にいきいきと住み続けられる環境を整備するため、津波防災、海岸漂着物処理、医療体制の確保など離島が抱えるさまざまな課題を解決するとともに、産業の振興、地域の活性化を図ることが求められています。

※参考

改正離島振興法(抜粋)

第7条の2（離島活性化交付金等事業計画の作成）

都道府県は、離島振興計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等（その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村その他の者（以下「離島関係市町村等」という。）が実施する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を含む。）を実施するための計画（以下「離島活性化交付金等事業計画」という。）を作成することができる。

県担当課名 南部地域活性化推進課

関係法令等 離島振興法



《津波防災》

- ・避難経路の整備、維持管理
- ・孤立化の防止



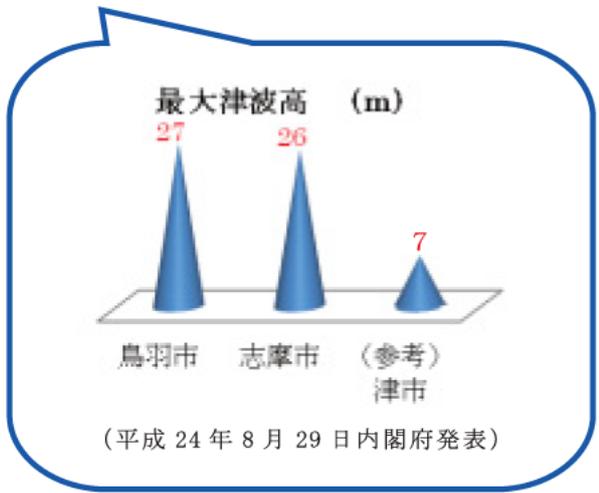
神島 津波避難場所の指示プレート

《海岸漂着物処理》

- ・養殖漁業への悪影響等や海岸景観の低下を防ぎ、定住化を促進



答志島 奈佐の浜 ボランティアによる海岸清掃活動



《医療体制の確保》

- ・眼科医、産婦人科医等の配置
- ・高次医療に対応する検査機器等の整備
- ・医師不在時の救急患者搬送手段の確保
- ・医師の確保における支援体制の構築

## 28 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討すること。
- 2 中間駅の設置効果を最大限に引き出すため、在来鉄道、高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくりなどの既存の財政的支援の充実や新たな支援制度を創設すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 社会資本整備総合交付金 <1,505,575百万円>
- ・ 鉄道駅総合改善事業費補助金 <558百万円>
- ・ 幹線鉄道等活性化事業費補助金 <1,548百万円>

#### 《現状》

- JR東海は、リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については、昨年公表した「計画段階環境配慮書」において、概略のルートや駅位置を示し、環境影響評価を進めています。
- 現在のJR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で、平成57年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」での活動を中心に、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」においても、その一員として、連携・協力して、全線同時開業に向けた取組を進めています。
- 全線同時開業に向け、本県と同じ名古屋・大阪間の中間駅設置予定県である奈良県との連携を強化するとともに、紀伊半島知事会議や中部圏知事会議においても議論を行い、取組を展開しています。

#### 《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要です。
- ② リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業は、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。
- ③ リニア中央新幹線の中間駅設置に伴う、在来鉄道や高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくり等に対する国の支援も必要です。

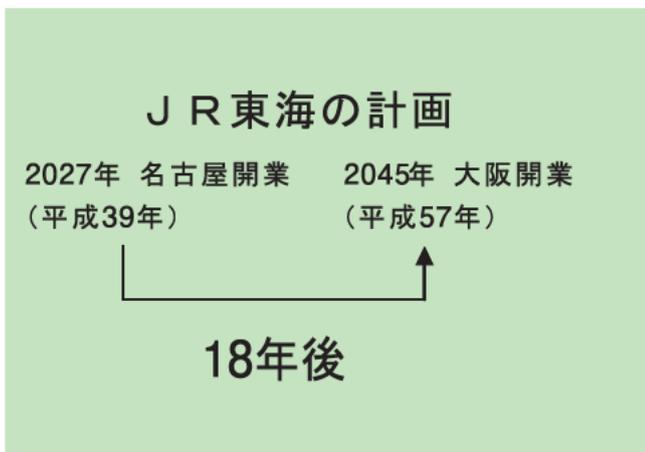
県担当課名 交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

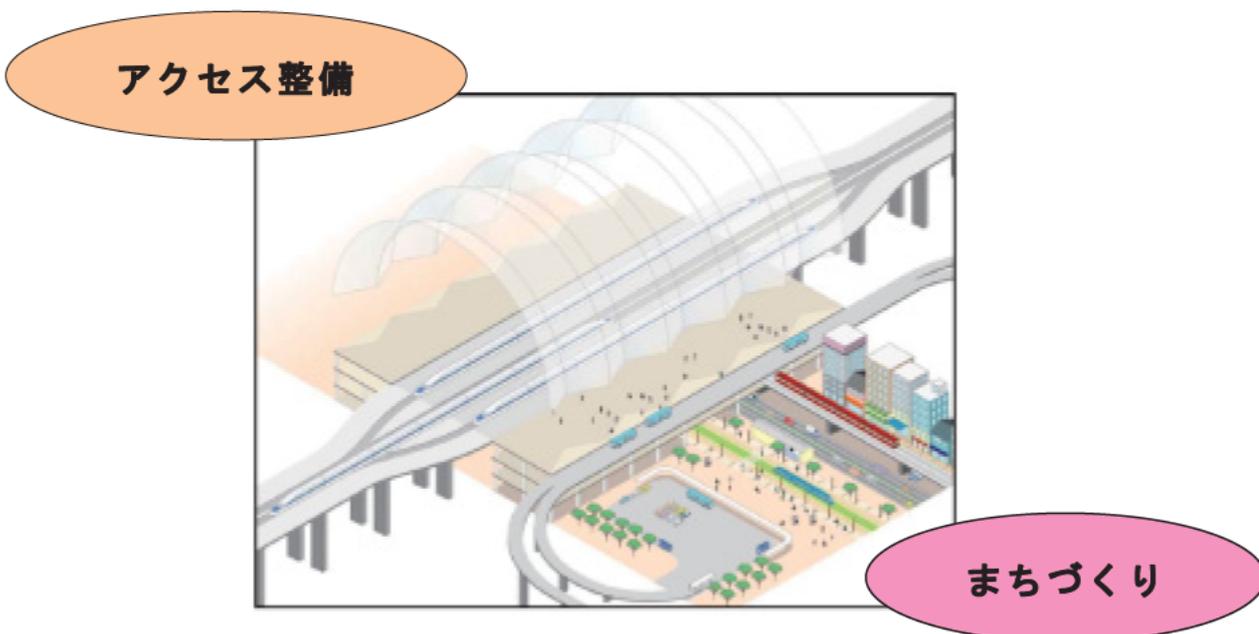
## 【リニア中央新幹線ルート概念図】



## 【JR東海の計画、東京・大阪間の所要時間】



## 【アクセス整備とまちづくり】



駅アクセス圏拡大のための駅及び駅周辺イメージ

出典：交通政策審議会中央新幹線小委員会答申（平成23年5月）参考資料

## 29 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても地域にとって必要不可欠な施設であることから、速やかに検証を行い、平成27年度の完成工期を厳守すること。
- 2 川上ダムは、国の治水政策の転換に基づき「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっている。これに伴い増加する費用（検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息）は、国において負担する措置を講ずること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

・独立行政法人水資源機構事業 <24,497百万円>

《現状》

- 川上ダムは、検証の対象となっていることから、本体工事の準備工事となる転流工工事が完了しているものの、新たな段階となる本体工事に進めない状況となっています。
- 平成21年4月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画、及び、平成23年2月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和56年度から平成27年度までと位置づけられていることから、平成27年度を完成目標としています。

《課題》

[治水]

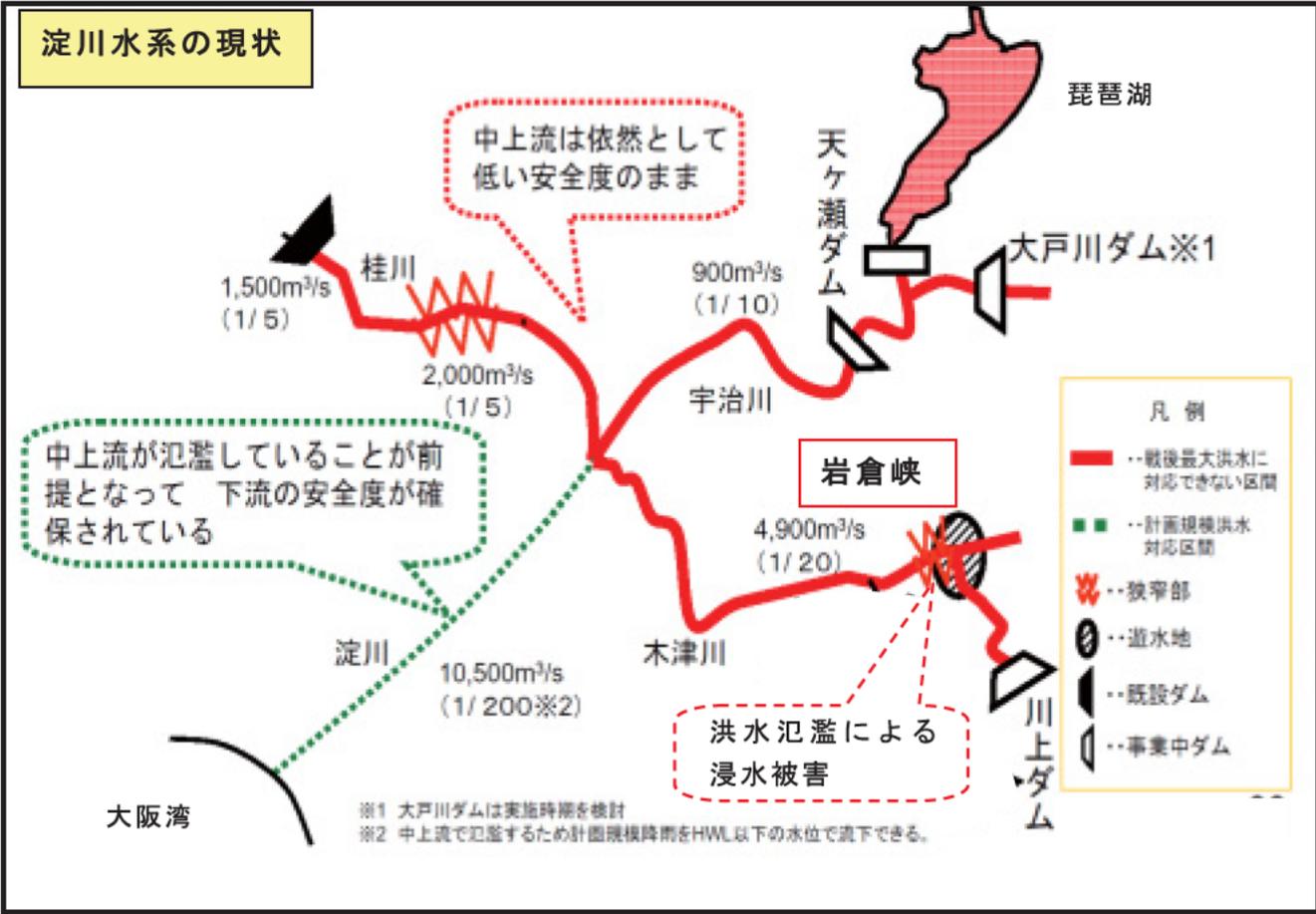
- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域（木津川上流地域）の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。
- ② 昭和28年洪水では約540ha、約200戸の浸水被害を受け、最近では、本年（平成24年）の台風17号の接近の際、ダム下流域において一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

[利水]

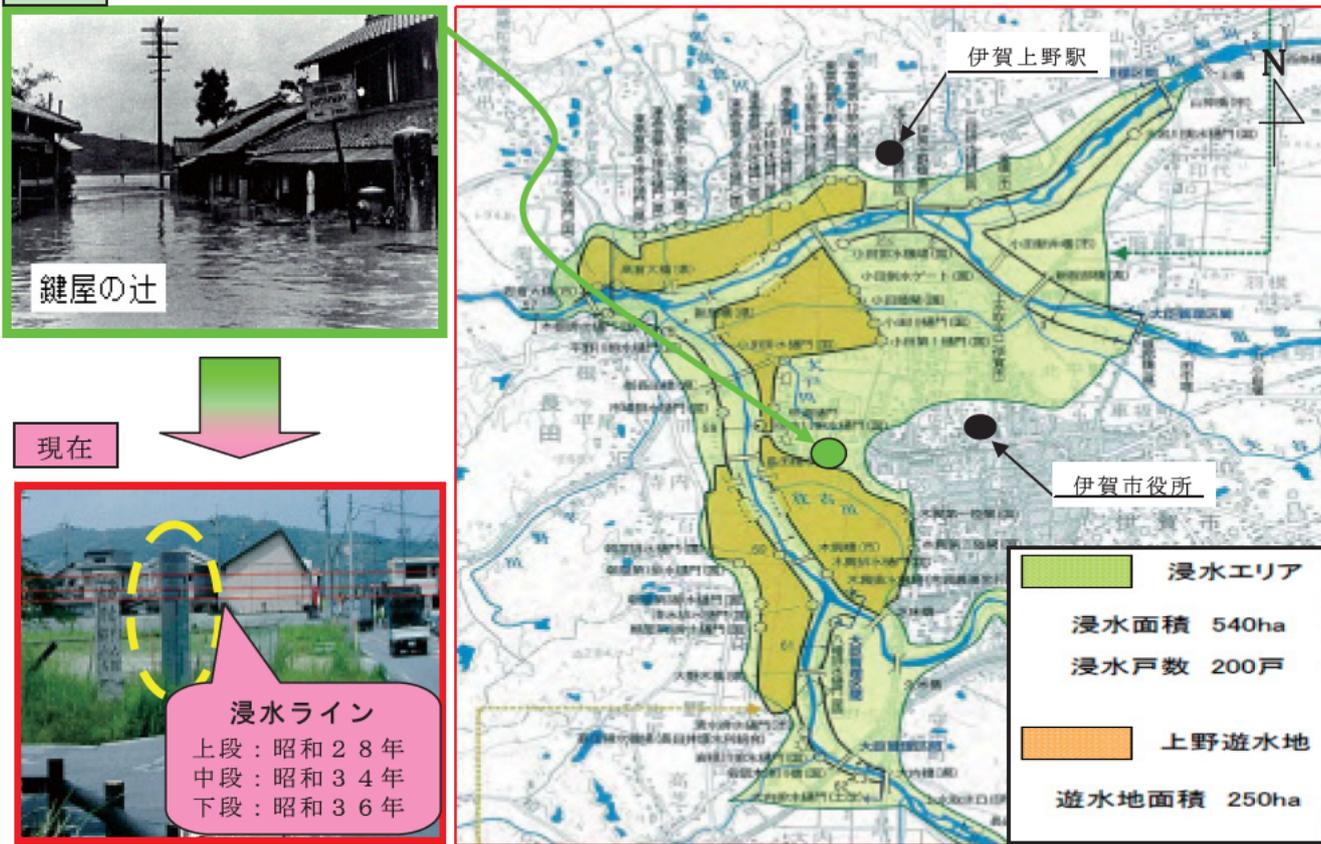
- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 完成工期が延伸する場合には、検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩み、利水者負担も増大することから、本体工事の早期着手を伊賀市からも要望されています。

県担当課名 地域連携部 水資源・地域プロジェクト課、環境生活部 大気・水環境課  
国土整備部 河川・砂防課、企業庁 水道事業課  
関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

# 淀川水系の治水安全度の現状



## 浸水実績図及び浸水状況（昭和28年台風13号）



# 30 治安対策の充実・強化

(総務省、国家公安委員会・警察庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であるため、警察官を増員すること。

【現状と課題】

## 《平成 25 年度概算要求の内容》

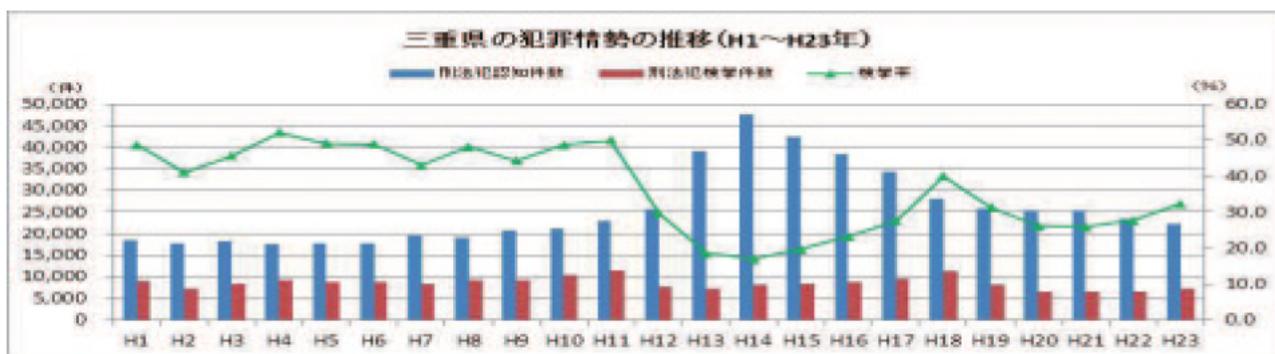
- ・ 地方警察官の増員<545人> (警察庁)

### 《現状》

- 刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にありますが、平成23年は22,215件と20,000件を越えた平成9年以前の平成初期(平成元年から平成8年)の平均認知件数18,300件と比較すると、いまだ高い水準(約1.2倍)にあり、殺人、強盗等の凶悪犯罪が後を絶たないなど、県民の日常生活を脅かしています。
- 交通事故死者数は減少傾向にあるものの、いまだ100人近くの尊い命が失われており、依然として、飲酒運転等悪質・危険違反による事故が後を絶たないなど、厳しい状況にあります。

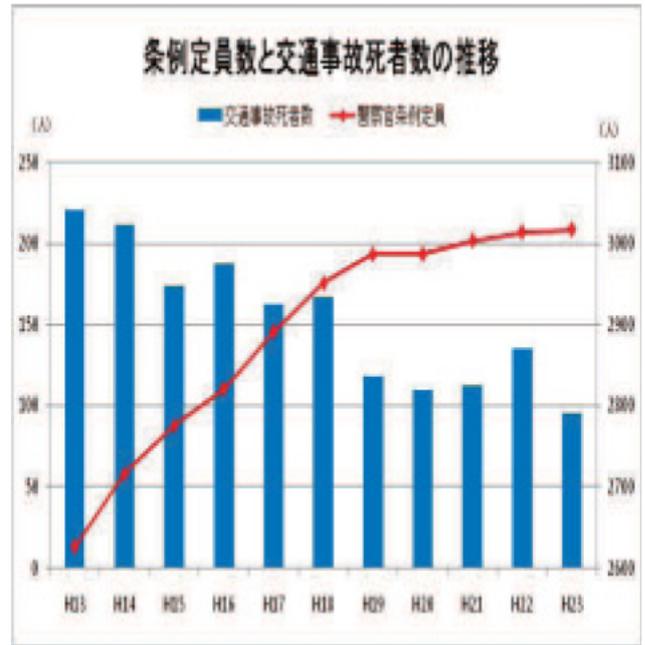
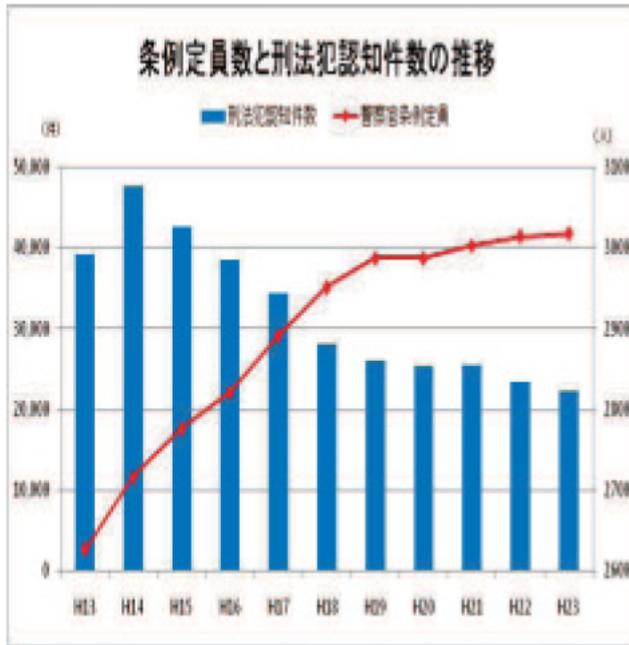
### 《課題》

地方警察官の増員や諸施策の推進などにより、刑法犯認知件数、交通事故死者数は減少傾向で推移していますが、増員数の減少に伴い、その減少幅が小さくなっていることから、一層の治安維持を図るため、増員によって警察力を強化する必要があります。



県担当課名 警察本部警務課  
 関係法令等 警察法

## 警察官の増員と治安情勢の推移について（三重県）



## 平成 24 年度警察官一人当たりの負担人口等（近隣府県）



- 三重県の地勢は、中京圏と近畿圏の中間に位置し、地形も南北に長く、延長距離が約 170km に及び、警察力を分散せざるを得ない。
- 警察官一人当たりの負担人口及び業務負担は、いずれも全国平均を大きく上回っている。

### 【警察官一人当たりの業務負担】

- ・ 刑法犯認知件数 7.43件/人 (全国第6位)
- ・ 交通事故発生件数 3.48件/人 (全国第13位)

警察官政令定員の更なる増員

治安対策の充実・強化！

# 31 被災者生活再建支援制度の適用対象の拡大

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

自然災害の発生により被災した複数市町のうち、一部の市町のみ被災者生活再建支援制度が適用されることとなった場合、すべての被災地域が制度の対象となるよう、適用対象を拡大すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・被災者生活再建支援補助金<600百万円>
- ・被災者生活再建支援法関連調査等<46百万円>

《現状》

- 現行の被災者生活再建支援制度では、一定以上の規模で同一の自然災害であっても、住宅が全壊した世帯数が基準に満たない市町については、制度の適用対象外となります。
- 昨年9月の紀伊半島大水害で被災した市町のうち、全壊した住宅が1世帯である市町が生じ、制度の適用対象外となりました。

《課題》

- ① 被災者生活再建支援制度の適用対象となる自然災害の規模を一定以上とする必要性は認められます。しかしながら、一定以上の規模で同一の自然災害と認められた場合には、全壊した住宅が存在する市町村すべてについて、同制度の適用対象としなければ、被災者間で不公平感が生じます。
- ② したがって、現行制度で一部地域が適用対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災地域が同制度の適用対象となるよう要件の緩和が必要です。

県担当課名 災害対策課

関係法令等 被災者生活再建支援法 災害救助法

○紀伊半島大水害により全壊した住宅が存在するものの、適用対象外となった市町  
(基準⑥で適用外：大台町) (基準②で適用外：津市)



山腹崩壊（表層）による被害



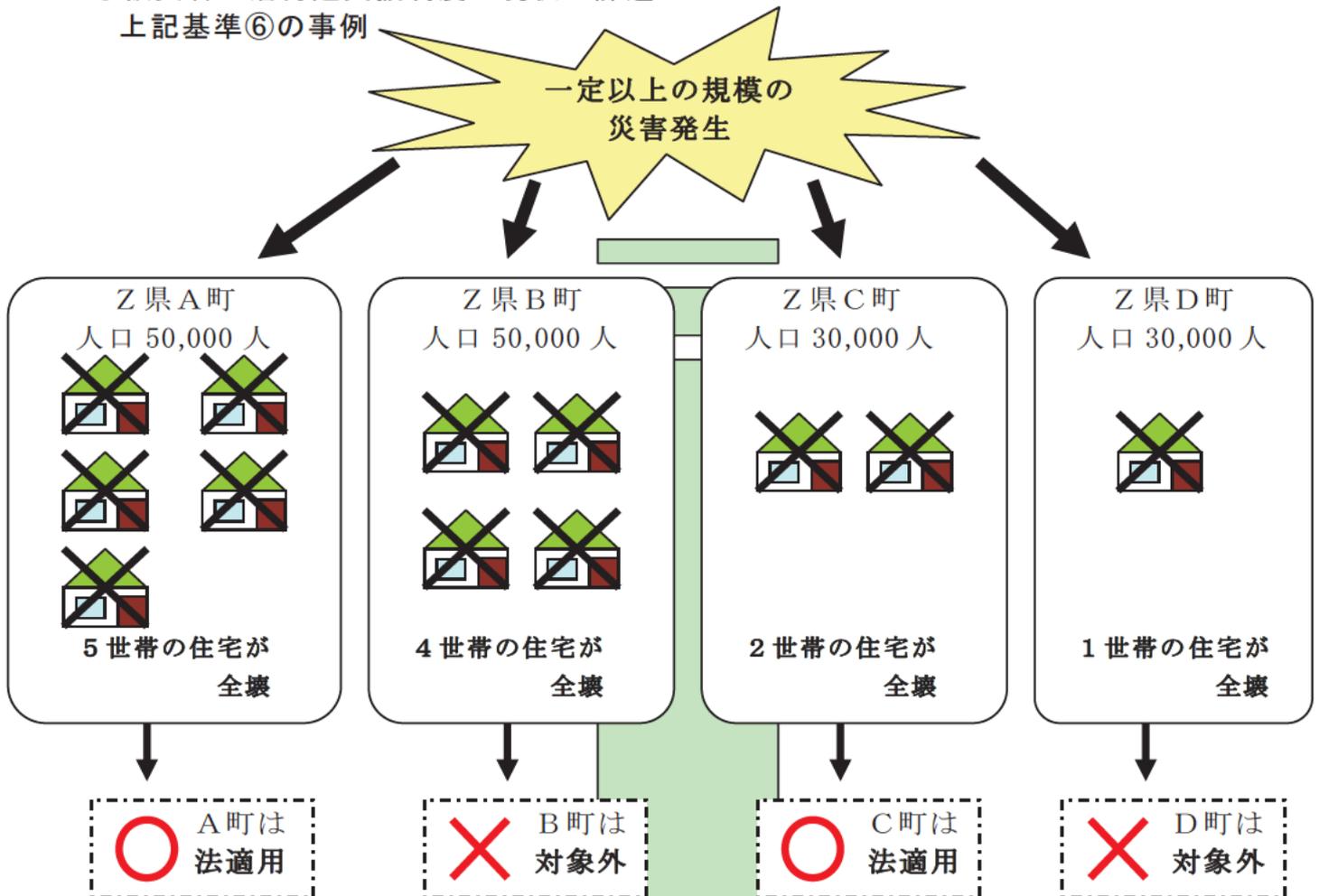
山腹崩壊（表層）による被害

○被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害の基準

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
  - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
  - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
  - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
  - ⑤ ①～③の区域に隣接し、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
  - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

○被災者生活再建支援制度の現状と課題

上記基準⑥の事例



【課題】

一定以上の規模で同一の自然災害と認められた場合、全壊した住宅の数が基準以下の市町村についても、同制度の適用対象としなければ、被災者間で不公平感が生じる。

## 32 災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

災害救助に関する国の責務を明確にし、下記内容を十分考慮の上、災害時の確実な財源措置を講じること。

- 1 病院等との協定に基づくDMAT、医療救護班の派遣に関する人件費や旅費を医療のために支出できる費用に含めること。
- 2 医師に同行しない保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等を医療救助に位置づけること。
- 3 事務費の算定基準について、救助費に対する事務費の算定割合を撤廃し、事務費全額を救助費総額に含めること。
- 4 災害救助基金の取扱いについては、地方分権改革に向けた取組が進む中、制度のあり方について再検討すること。

【現状と課題】

《現状》

- 災害救助法に基づく救助は、災害の程度や救助の期間、国庫負担の対象となる費用など、国が定める基準により実施されています。また、災害救助基金は災害救助法を適用した場合の救助の原資となるもので、都道府県は基金の積み立てが義務付けられています。
- 本県においても、災害救助法に基づき、東日本大震災の被災地へ医療救護班、保健師班等の派遣や、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害により甚大な被害が発生した地域に対し救助を実施してきました。
- しかし、国の基準に明確に位置づけられていない費用や、災害救助にもかかわらず、国の基準を満たさないために原資であるはずの基金を充てられない費用も生じています。
- また、災害救助基金の法定最少額は、普通税収入額を算定根拠とするため、毎年増減します。積立残高が法定最少額を下回った場合は積立を行う必要がありますが、厳しい財政事情においては、困難な場合があります。さらに、積立残高が法定最少額を大きく上回る場合であっても、限定された用途の範囲でしか取り崩しができません。
- こうした地方の声を受け、国の防災対策推進検討会議の最終報告において、災害救助法に基づく救助の実施基準や、災害救助基金の用途の見直しに係る必要性が報告されているところです。

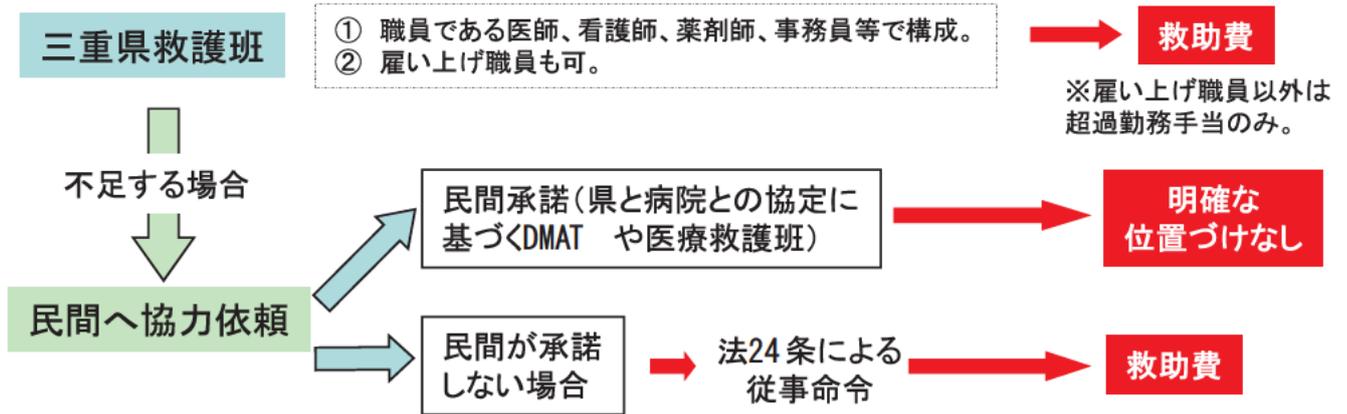
《課題》

- ① DMAT、医療救護班の派遣による医療救護における医師等の人件費について、雇い上げた場合は救助費に位置づけられますが、病院等との協定に基づく派遣の場合は、明確な位置づけがありません。旅費についても同様です。
- ② 医師に同行しない保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等について、東日本大震災に関しては医療救助と位置づけられましたが、通常の災害については明確な位置づけがありません。
- ③ 事務費に対する国庫負担の上限は救助費用に対する割合で算定されますが、本県では実際に要した事務費が当該上限を大きく上回っているため、事務費の算定割合の撤廃が必要です。
- ④ 災害救助基金は、その制定当時（昭和22年）には、国が全国一律に災害に備えた財源確保を地方に担保させるために必要だったものと考えますが、地方分権に向けた取組が進められている現在においては、制度そのものの再検討が必要と考えます。

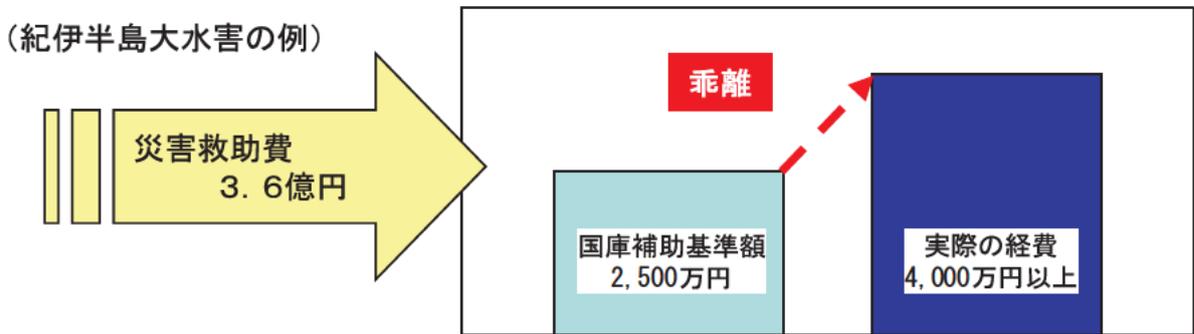
県担当課名 健康福祉総務課

関係法令等 災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準、災害救助費の国庫負担について

【資料1】 一災害救助法により支弁される人件費の例一



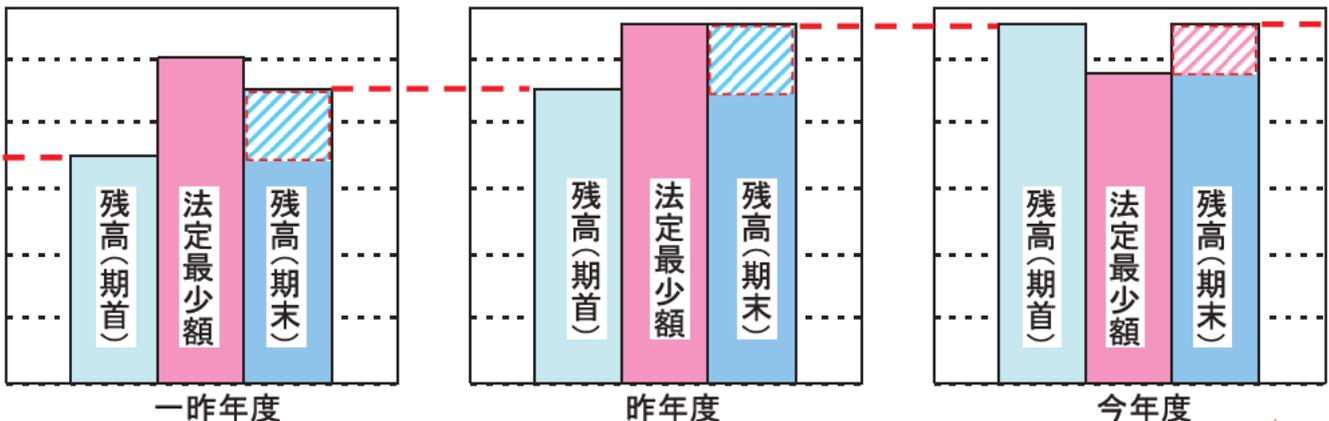
【資料2】 一事務費における補助額との乖離一



【資料3】 一災害救助基金の法定最少額の考え方一

法定最少額 当該年度の前年度の三年間における平均税込年額の千分の五 当然.. 毎年変動

※わかりやすくするため、法定最少額の変動を大きく設定しています。



--- 残高の推移

法定積立額 = 当該年度における災害救助基金の最少額の1/5に相当する額。積立金の運用による利息分も充当。

残高が法定最少額を上回っても災害救助法の適用がない限り取り崩し不可。

その他にも...

- 基金の用途は限定されており、県外の被災地支援、県内の漁業被害への対応等には使えない
- 災害のレベル(人口に応じた住家の全壊、全焼、流失数等の基準)を満たさない場合は使えない

財政難の時代に使い勝手が悪い

## 33 県が管理する国立公園施設に係る災害復旧制度の創設

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

県が管理している国立公園施設について、災害復旧制度を国において創設すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成 25 年度概算要求の内容》

・自然公園等事業費<7,412百万円>

#### 《現状》

- 自然公園等施設については災害復旧制度がなく、また、自然公園等施設のうち、国立公園内の施設整備事業については、国の補助金等の支援制度が平成16年度までありましたが、平成17年度以降廃止されました。
- 県では、平成16年度以前に国立公園内に整備した施設があり、国の補助金等の支援制度が廃止された後も引き続き、維持管理を行っています。
- 平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、国立公園内にある県が整備した自然公園等施設が大きな被害を受けましたが、一部は新規事業として国の直轄事業に採択されたものの、大部分は県単独事業により復旧を進めています。

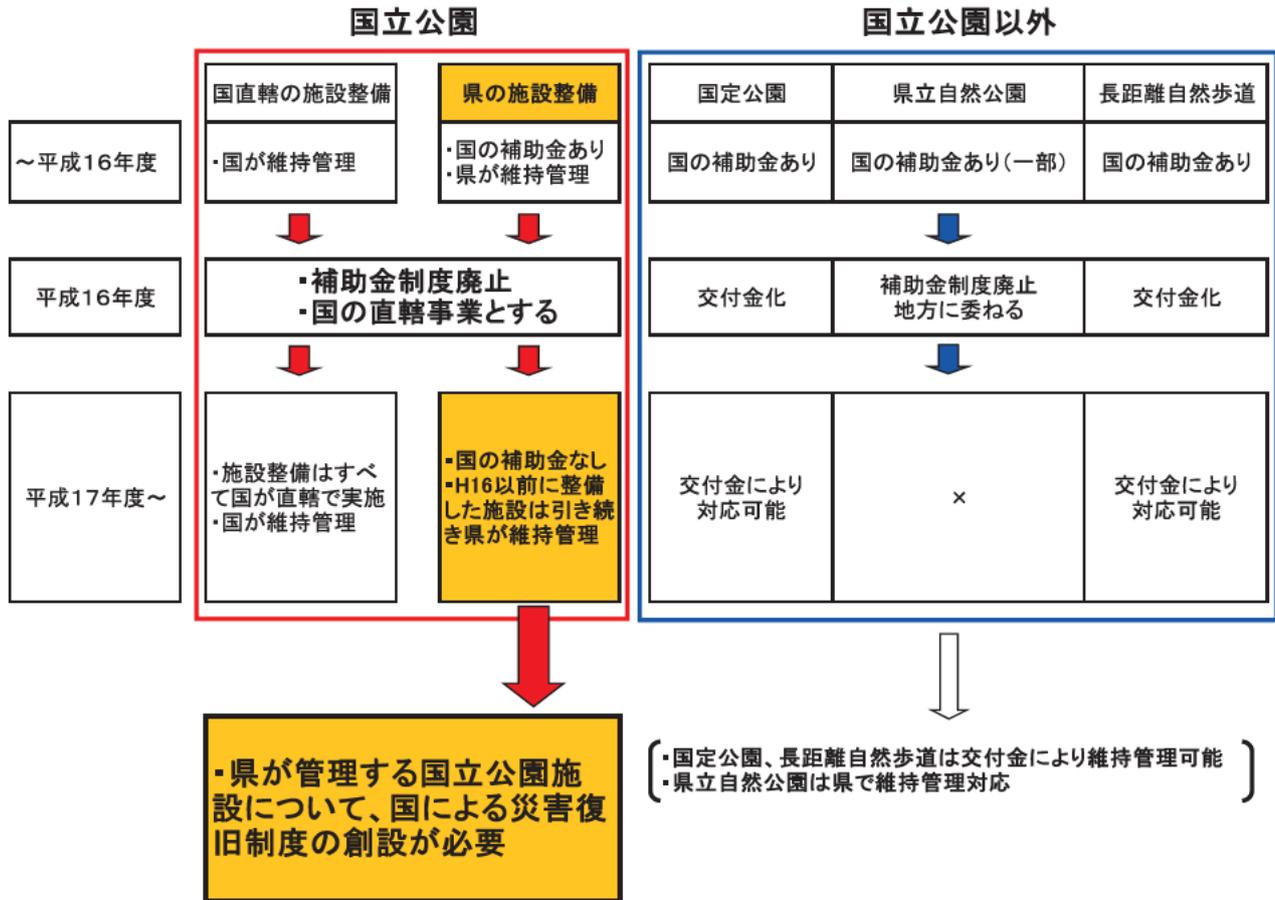
#### 《課題》

国立公園内に、環境省所管の補助金を活用して平成16年度以前に県が整備した施設が多数あります。平成23年9月の紀伊半島大水害など突発的に甚大な被害が発生した場合には、予算の確保や迅速な復旧ができないなどの課題があることから、新たに災害復旧制度の創設が必要です。

県担当課名 みどり共生推進課

関係法令等 自然公園法

## 国立公園等の災害復旧に関する国の支援制度



### ● 県が整備した国立公園施設(17施設)

公園名	施設名			
伊勢志摩国立公園	鶉倉園地	鳥羽休憩所	渡鹿野園地	大王崎園地
	登茂山園地	箱田山園地	金比羅山線歩道	岩屋・築上園地
	答志島園地	音無山園地	阿津里浜園地	
吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	鬼ヶ城園地	阿田和園地	
	楯ヶ崎園地	七色峡園地	飛雪ノ滝野営場	

\* 着色箇所は紀伊半島大水害により被災

### 【吉野熊野国立公園 飛雪ノ滝野営場 被災状況】



## 34 高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給されるための措置の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限解除後、直ちに、畜産農家等が雇用調整助成金を円滑に利用できるよう、支給要件の緩和や利用手続きに係る特例措置を早期に行うこと。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・雇用調整助成金 <117,500百万円>

《現状》

- 雇用調整助成金制度は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫上、生産活動の縮小を余儀なくされた畜産農家等が家畜の飼養管理等に熟練した優秀な従業員の雇用を維持するために利用できる非常に有益な制度です。
- 平成22年4月から国内で発生した口蹄疫に関しては、支給要件の緩和に加え特例措置が設けられたことから、移動制限解除後の1か月間の生産量や売上額などの見込みが、発生前1か月間の実績や前年同期と比較して5%以上減少する場合には、**移動制限解除後直ちに、助成金の申請が可能となりました。**
- 一方、平成22年11月から翌年2月にかけて国内で頻繁に発生した高病原性鳥インフルエンザに関しては、支給要件の緩和が一部実施されたものの、利用手続きに係る特例措置が設けられなかったことから、移動制限解除後1か月間の減少見込みではなく減少実績が支給条件となり、**移動制限解除後直ちに、助成金の申請ができませんでした。**
- なお、これらの支給要件の緩和及び利用手続きに係る特例措置は、家畜伝染病の発生が終息したことをふまえ、平成24年4月に廃止されています。

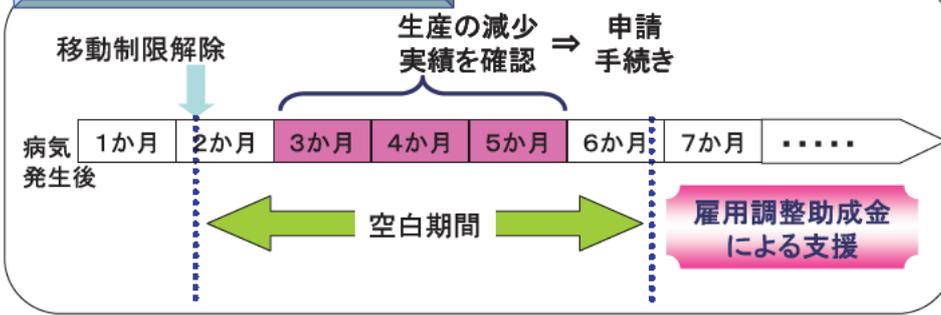
《課題》

- ① 雇用調整助成金制度の支給要件の緩和や特例措置については、雇用環境が悪化する事案の発生時において臨時的に設けられており、一定期間が過ぎると失効します。このため、**高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、その都度支給要件の緩和や特例措置の設定が行われる必要があります**、これらの発動が遅くなった場合には、畜産農家等の負担の増大が懸念されます。
- ② 高病原性鳥インフルエンザの発生時においても、これまでの口蹄疫の発生時と同様の支給要件の緩和に加え、特例措置を行うことにより、**畜産農家等が移動制限解除後直ちに、雇用調整助成金を申請できるようにすることが必要です。**

県担当課名 農畜産課  
関係法令等 雇用保険法

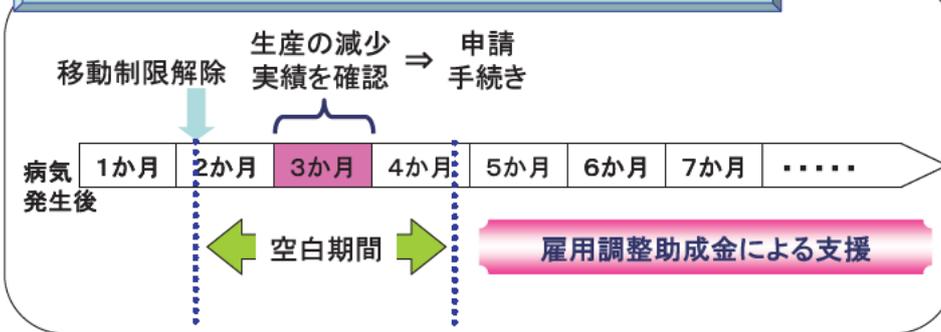
■ 雇用調整助成金の利用の流れ

現行の雇用調整助成金制度



移動制限解除後  
**3か月以上**  
利用できない

平成22年の高病原性鳥インフルエンザ発生時の措置



移動制限解除後  
**1か月以上**  
利用できない

要望点

新たな発生時において、次の措置を併せて**早期**に実施することが必要

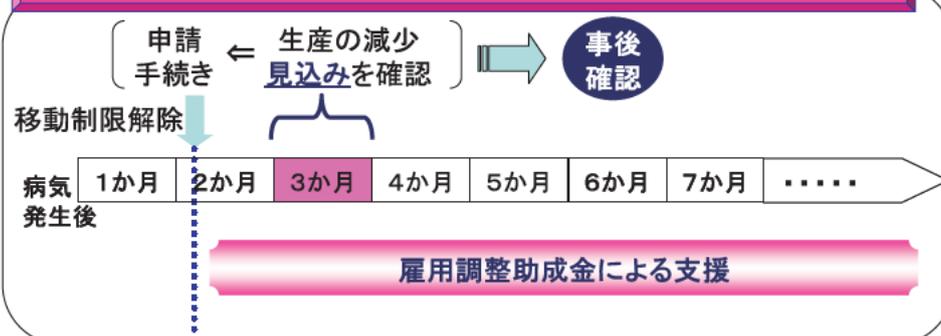
- ① **支給要件の緩和**  
... 生産の減少実績期間が **3か月 → 1か月**
- ② **特例措置**  
... 実績ではなく **見込み** で申請が可能

【①と②をあわせたイメージ】



畜産農家等に  
負担が生じないよう  
措置が講じられる  
必要あり

今回の要望による新たな措置(平成22年の口蹄疫と同様の措置)



移動制限解除後  
**直ちに**  
利用が可能

## 35 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和

(観光庁、外務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）における重点市場であるタイからの観光旅行に関する査証発給要件の緩和、査証申請手続きの簡素化を行うこと。また、査証免除措置の検討を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- タイ人が日本に観光目的で入国する場合には、査証を取得する必要があります。
- 平成24年6月1日より、短期滞在数次ビザの発給を開始しました。
- 短期滞在数次ビザが発給されることになりましたが、滞在期間は、原則15日（申請内容に応じて審査の結果、最大90日）で、有効期間は最大3年となっています。

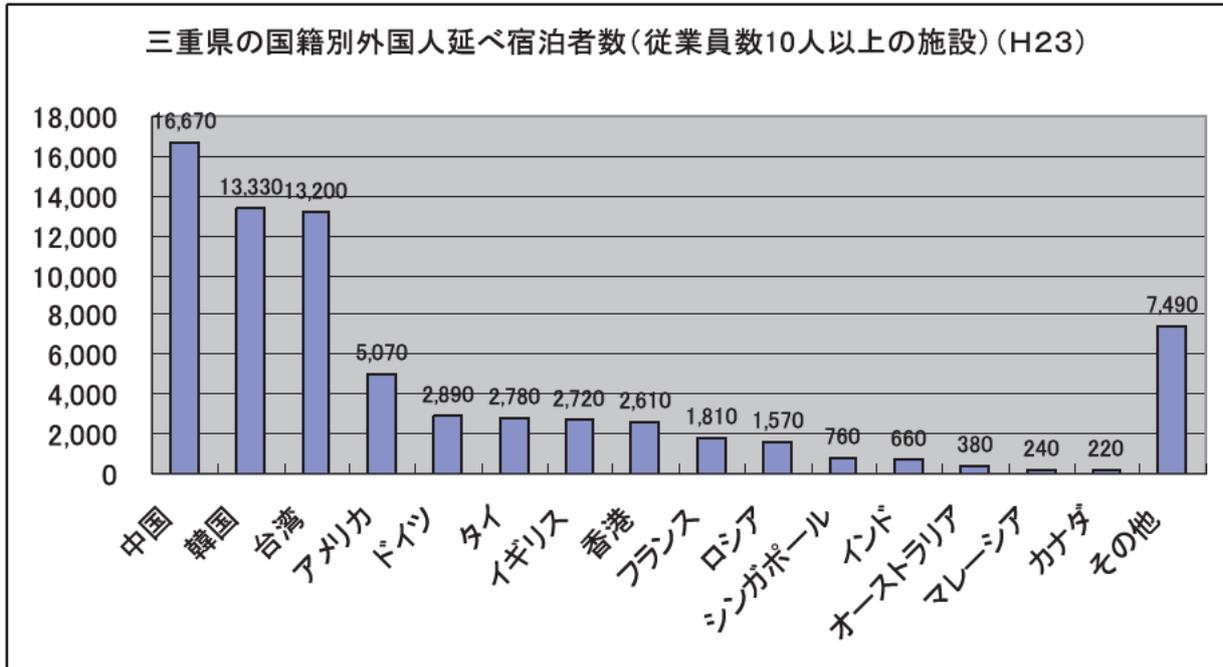
《課題》

- ① 短期滞在数次ビザは、経済的な要件などがある上、申請には各種書類の提出などが必要で、複雑な手続きを伴う査証の取得が必要であることには変わりありません。
- ② この制度の導入により、タイから日本への観光客の増加など、日・タイ間の交流の発展が期待されていますが、今後のさらなる交流促進のためには、査証発給要件の緩和（滞在期間・有効期間の長期化等）、査証申請手続きの簡素化が必要です。さらには、査証免除措置の検討が必要と考えます。

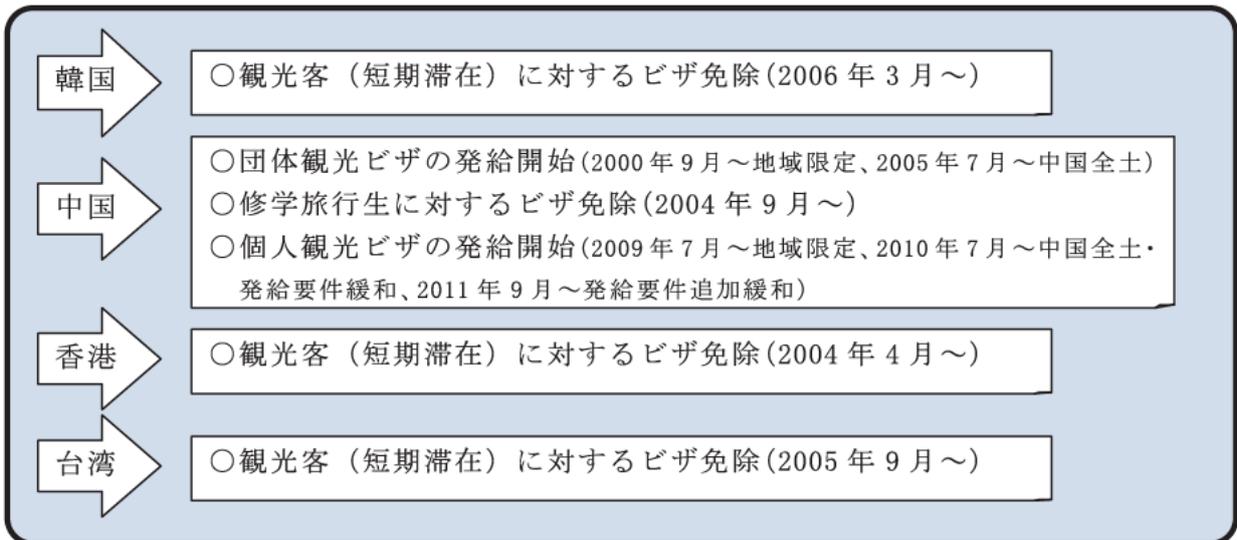
県担当課名 国際戦略課

関係法令等 出入国管理及び難民認定法

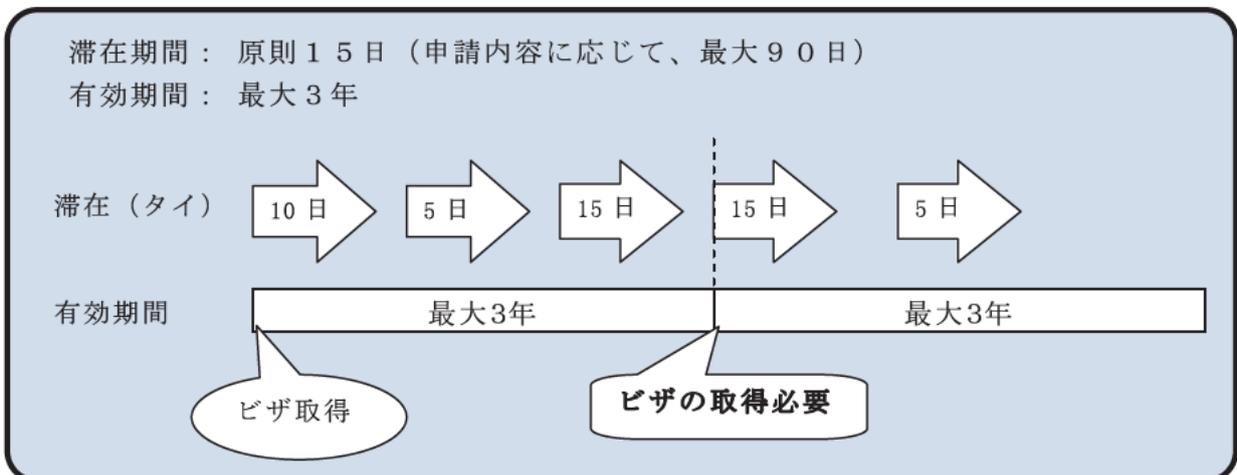
〈外国人延べ宿泊者数〉



〈アジア各国の訪日観光ビザ見直しの経緯〉



〈タイのビザ発給〉



## 36 都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

医療に要する費用の適正化を推進する計画として掲げられる目標及び取組は、健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画等の計画でカバーできるため、「都道府県医療費適正化計画」の策定義務を廃止すること。

【現状と課題】

### 《現状》

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、「医療費適正化基本方針」を定め、都道府県は、この「医療費適正化基本方針」に即して、5年ごとに、「都道府県医療費適正化計画」を定めるものとされています。
- 同法により「都道府県医療費適正化計画」においては、「計画期間における医療に要する費用の見通し」が必須的記載事項とされており、また、次期医療費適正化基本方針においては、概ね以下の事項が任意的記載事項とされています。
  - ・ 特定健康診査の実施率に関する数値目標
  - ・ 特定保健指導の実施率に関する数値目標
  - ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
  - ・ たばこ対策に関する目標
  - ・ 医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標
  - ・ 後発医薬品の使用促進に関する目標

### 《課題》

都道府県医療費適正化計画については、以下の理由により、各都道府県に策定を義務付ける必要性が低いと考えます。

- ・ 「都道府県医療費適正化計画」においては、計画期間の医療費の見通しに関する事項のみが必須的記載事項とされているが、この事項については、医療計画等に記載することで対処することができること。
- ・ 「計画期間の医療費の見通し」に関し、その基礎となる医療費に係るデータについて、厚生労働省から提供されるデータやツールを用いて算出していること。
- ・ 任意的記載事項である特定健康診査の実施率に関する数値目標等は、都道府県の健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画等でカバーできるものであり、改めて目標とする必要性が低いこと。

県担当課名 地域福祉国保課

関係法令等 高齢者の医療の確保に関する法律

【資料】

## 都道府県における3計画と医療費適正化計画の関係

